

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考																																														
12	1 章 5 節 災害時要援 護者を支援 する	<p>3. 地域団体等の行う支援【地域団体等】 (略)</p> <p>4. 避難所での配慮【市民・地域団体等】 (略)</p>	<p>3. 地域団体等の行う支援【地域団体等】 (略)</p> <p>4. 社会福祉施設等の対応【企業】 社会福祉施設等は、入所者等や職員の安否確認、施設の被害状況等を確認し、市へ報告します。 また、負傷者が発生した場合は必要な救護を行うとともに、施設の損壊状況などから必要と認める場合は、入所者等を避難所に避難させます。</p> <p>5. 避難所での配慮【市民・地域団体等】 (略)</p>	内容適正化 ※項目追加																																														
15	1 章 6 節 避難所を主 体的に運営 する	<p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;">＜避難所開設基準＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条</th> <th style="width: 15%;">件</th> <th style="width: 70%;">開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 (8 : 30 ～ 17 : 00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 (17 : 00 ～ 翌 8 : 30)</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき</td> <td></td> <td>○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td></td> <td>○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、<u>施設管理者との協力により開設する。</u></td> </tr> <tr> <td>④その他の場合</td> <td></td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第 2 章第 13 節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)で定める。</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開 設 方 法	①市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8 : 30 ～ 17 : 00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	・休日 ・平日夜間 (17 : 00 ～ 翌 8 : 30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。	③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>施設管理者との協力により開設する。</u>	④その他の場合		○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。	○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。			※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第 2 章第 13 節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)で定める。			<p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;">＜避難所開設基準＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条</th> <th style="width: 15%;">件</th> <th style="width: 70%;">開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 (8 : 30 ～ 17 : 00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 (17 : 00 ～ 翌 8 : 30)</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき</td> <td></td> <td>○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td></td> <td>○区本部は事前に<u>適切な</u>避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、<u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u></td> </tr> <tr> <td>④その他の場合</td> <td></td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、<u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第 2 章第 13 節「災害時要援護者への対応計画」(P.105)で定める。</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開 設 方 法	①市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8 : 30 ～ 17 : 00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	・休日 ・平日夜間 (17 : 00 ～ 翌 8 : 30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。	③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○区本部は事前に <u>適切な</u> 避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u>	④その他の場合		○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。	○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。			※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第 2 章第 13 節「災害時要援護者への対応計画」(P.105)で定める。			内容適正化 ※体制整理
条	件	開 設 方 法																																																
①市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8 : 30 ～ 17 : 00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																																																
	・休日 ・平日夜間 (17 : 00 ～ 翌 8 : 30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																																																
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。																																																
③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>施設管理者との協力により開設する。</u>																																																
④その他の場合		○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。																																																
○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。																																																		
※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第 2 章第 13 節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)で定める。																																																		
条	件	開 設 方 法																																																
①市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8 : 30 ～ 17 : 00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																																																
	・休日 ・平日夜間 (17 : 00 ～ 翌 8 : 30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																																																
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。																																																
③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○区本部は事前に <u>適切な</u> 避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u>																																																
④その他の場合		○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。																																																
○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。																																																		
※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第 2 章第 13 節「災害時要援護者への対応計画」(P.105)で定める。																																																		

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
22	1 章 8 節 交通・ライフ ライン等に 関わる情報 を入手する	<p>【参考】市や防災関係機関の取り組み</p> <p>（略）</p> <p>7. 交通秩序の維持</p> <p>警察は、災害が発生した場合に交通の混乱や交通事故等の発生を防止し、市民等の円滑な避難と緊急交通路の確保のため、以下の方針に基づいて交通規制を実施します。</p> <p>市民は警察の指示に従い、交通秩序の維持に協力してください。</p> <p>(1) 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制</p> <p>(2) 避難路及び緊急交通路への流入抑制</p> <p>(3) 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出制限</p> <p>(4) 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施</p> <p>(5) 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用</p> <p>（略）</p>	<p>【参考】市や防災関係機関の取り組み</p> <p>（略）</p> <p>7. 交通秩序の維持</p> <p>警察は、災害が発生した場合に交通の混乱や交通事故等の発生を防止し、市民等の円滑な避難と緊急交通路の確保のため、以下の方針に基づいて交通規制を実施します。</p> <p>市民は警察の指示に従い、交通秩序の維持に協力してください。</p> <p>(1) 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制</p> <p>(2) 避難路の流入規制と緊急交通路への流入禁止</p> <p>(3) 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出規制</p> <p>(4) 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施</p> <p>(5) 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用</p> <p>（略）</p>	内容適正化 ※文言修正

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考																																								
29	2章 1節 応急対策の流れ	<p align="center">第 1 節 応急対策の流れ 〔各部、区災害対策本部〕</p> <p>本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間ごとの目標について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間 応急対策</th> <th>地震発生 ～ 24 時間位まで</th> <th>発災後 24 時間位 ～ 3 日後位</th> <th>発災後 3 日位 ～ 1 週間後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難・避難所運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の実施、伝達 避難誘導 避難所の開設 災害用簡易組立トイレの設置 避難人員、状況の把握 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営支援 避難所への食料、物資の供給 避難人員、状況の把握 </td> <td> ※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> 避難者の生活実態の把握 避難所の集約、閉鎖 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生活再建支援</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 被災建物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> り災証明書の発行 義援金等の給付 住宅応急対策の実施 各種減免措置の実施 復興計画 </td> </tr> </tbody> </table>	時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日後位	発災後 3 日位 ～ 1 週間後位					避難・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の実施、伝達 避難誘導 避難所の開設 災害用簡易組立トイレの設置 避難人員、状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営支援 避難所への食料、物資の供給 避難人員、状況の把握 	※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> 避難者の生活実態の把握 避難所の集約、閉鎖 	(略)	(略)	(略)	(略)	生活再建支援		<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 被災建物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書の発行 義援金等の給付 住宅応急対策の実施 各種減免措置の実施 復興計画 	<p align="center">第 1 節 応急対策の流れ 〔各部、区災害対策本部〕</p> <p>本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間ごとの目標について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間 応急対策</th> <th>地震発生 ～ 24 時間位まで</th> <th>発災後 24 時間位 ～ 3 日後位</th> <th>発災後 3 日位 ～ 1 週間後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の方針決定・指示 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示 </td> <td>※同左</td> </tr> <tr> <td>避難・避難所運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の実施、伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立トイレの設置 ○避難人員、状況の把握 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物資の供給 ○避難人員、状況の把握 </td> <td> ※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> ○避難者の生活実態の把握 ○避難所の集約、閉鎖 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生活再建支援</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災建物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置 ○り災証明書の発行 ○義援金等の給付 ○住宅応急対策の実施 ○各種減免措置の実施 ○復興計画 </td> </tr> </tbody> </table>	時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日後位	発災後 3 日位 ～ 1 週間後位	災害対策本部運営	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の方針決定・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示 	※同左	避難・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の実施、伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立トイレの設置 ○避難人員、状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物資の供給 ○避難人員、状況の把握 	※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> ○避難者の生活実態の把握 ○避難所の集約、閉鎖 	(略)	(略)	(略)	(略)	生活再建支援		<ul style="list-style-type: none"> ○被災建物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置 ○り災証明書の発行 ○義援金等の給付 ○住宅応急対策の実施 ○各種減免措置の実施 ○復興計画 	<p>内容適正化 ※項目追加</p> <p>内容適正化 ※項目の移動</p>
時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日後位	発災後 3 日位 ～ 1 週間後位																																									
避難・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の実施、伝達 避難誘導 避難所の開設 災害用簡易組立トイレの設置 避難人員、状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営支援 避難所への食料、物資の供給 避難人員、状況の把握 	※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> 避難者の生活実態の把握 避難所の集約、閉鎖 																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
生活再建支援		<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 被災建物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書の発行 義援金等の給付 住宅応急対策の実施 各種減免措置の実施 復興計画 																																									
時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日後位	発災後 3 日位 ～ 1 週間後位																																									
災害対策本部運営	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の方針決定・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示 	※同左																																									
避難・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の実施、伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立トイレの設置 ○避難人員、状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物資の供給 ○避難人員、状況の把握 	※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> ○避難者の生活実態の把握 ○避難所の集約、閉鎖 																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
生活再建支援		<ul style="list-style-type: none"> ○被災建物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置 ○り災証明書の発行 ○義援金等の給付 ○住宅応急対策の実施 ○各種減免措置の実施 ○復興計画 																																									
32	2章 2節 災害対策活動体制	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>災害警戒本部体制（以下「警戒本部」という。）は、津波注意報が発表されたとき「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。 (資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、津波注意報が発表されたとき「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。 (資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p>	<p>内容適正化 ※文言修正</p>																																								

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(33)	2 章 2 節 災害対策活動体制	(つづき) (略) 4. 災害対策本部体制 市長は、次の場合に「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。 ① 市内で震度 5 弱以上を観測する地震が発生したとき ② 宮城県に津波警報、大津波警報が発表されたとき ③ 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき ④ 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤ その他市長が必要と認めるとき	(つづき) (略) 4. 災害対策本部体制 市長は、次の場合に「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。 ① 市内で震度 5 弱以上を観測する地震が発生したとき ② 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ③ 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき ④ 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき <u>（③の場合を除く）</u> ⑤ 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑥ その他市長が必要と認めるとき	内容適正化 ※体制整理
(37)	(略) (6) 災対本部事務局 (略) オ 所掌事務 災対本部事務局の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。 ① 災対本部の運営に関すること ② 災害情報センターの設置及び運営に関すること ③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること ④ 災害応急対策活動の総合調整に関すること ⑤ 各部、区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関すること ⑦ 市民への災害広報に関すること ⑧ 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること ⑨ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運営に関すること ⑩ 防災無線の運用に関すること ⑪ その他災害対策の実施に必要な事項	(略) (6) 災対本部事務局 (略) オ 所掌事務 災対本部事務局の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。 ① 災対本部の運営に関すること ② 災害情報センターの設置及び運営に関すること ③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること ④ 災害応急対策活動の総合調整に関すること ⑤ 各部、区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関すること ⑦ 各部、区災害対策本部間の応援職員の調整に関すること ⑧ 市民への災害広報に関すること ⑨ 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること ⑩ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運営に関すること ⑪ 防災行政用無線の運用に関すること ⑫ その他災害対策の実施に必要な事項	内容適正化 ※項目追加 ※文言修正	
(39)	(略) (8) 区災害対策本部 (略) カ 区本部事務局 (略) ② 所掌事務 (略)	(略) (8) 区災害対策本部 (略) カ 区本部事務局 (略) ② 所掌事務 (略) f. 防災無線の運用に関すること	(略) (8) 区災害対策本部 (略) カ 区本部事務局 (略) ② 所掌事務 (略) f. 防災行政用無線の運用に関すること	内容適正化 ※文言修正

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考																																				
(43)	2 章 3 節 職員の配備・動員計画	(つづき) (2) 非常配備 <非常配備基準> <table border="1" data-bbox="288 292 1099 1002"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常 1 号配備</td> <td>(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき</td> <td rowspan="2">災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 1/3 の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td>(3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>非常 2 号配備</td> <td>(1) 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき</td> <td rowspan="2">相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 2/3 の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常 3 号配備</td> <td>(1) 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき</td> <td rowspan="2">全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略) イ 非常配備の伝達 非常配備の指令は、災対本部事務局長から各部の庶務班長及び各区の総務班長（区民生活課長）に伝達する。 ① 伝達方法 a. 各局・区に、一斉 FAX 及び電話等で伝達する。 b. 勤務時間外の伝達は、職員非常呼出システムにより各局主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。 c. 通信施設等の障害により伝達の手段が確保できない場合は、報道機関の放送等を活用して伝達する。 (略)	配備区分	配備基準	配備体制	非常 1 号配備	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 1/3 の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長	(3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めたとき	非常 2 号配備	(1) 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 2/3 の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長		非常 3 号配備	(1) 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	発令者： 災害対策本部長		(つづき) (2) 非常配備 <非常配備基準> <table border="1" data-bbox="1158 292 1968 1002"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常 1 号配備</td> <td>(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</td> <td rowspan="2">災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 1/3 の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td>(4) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (3) の場合を除く (5) 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>非常 2 号配備</td> <td>(1) 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき</td> <td rowspan="2">相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 2/3 の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常 3 号配備</td> <td>(1) 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき</td> <td rowspan="2">全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td>発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略) イ 非常配備の伝達 非常配備の指令は、災対本部事務局長から各部の庶務班長及び各区の総務班長（区民生活課長）に伝達する。 ① 伝達方法 a. 各局・区に、一斉 FAX 及び電話等で伝達する。 b. 職員非常呼出システムにより各局主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。 c. 通信施設等の障害により伝達の手段が確保できない場合は、報道機関の放送等を活用して伝達する。 (略)	配備区分	配備基準	配備体制	非常 1 号配備	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 1/3 の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長	(4) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (3) の場合を除く (5) 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき	非常 2 号配備	(1) 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 2/3 の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長		非常 3 号配備	(1) 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	発令者： 災害対策本部長		内容適正化 ※体制整理
配備区分	配備基準	配備体制																																						
非常 1 号配備	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 1/3 の職員をもってこれに充てる。																																						
発令者： 災害対策本部長	(3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めたとき																																							
非常 2 号配備	(1) 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 2/3 の職員をもってこれに充てる。																																						
発令者： 災害対策本部長																																								
非常 3 号配備	(1) 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																						
発令者： 災害対策本部長																																								
配備区分	配備基準	配備体制																																						
非常 1 号配備	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 1/3 の職員をもってこれに充てる。																																						
発令者： 災害対策本部長	(4) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (3) の場合を除く (5) 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき																																							
非常 2 号配備	(1) 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 2/3 の職員をもってこれに充てる。																																						
発令者： 災害対策本部長																																								
非常 3 号配備	(1) 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																						
発令者： 災害対策本部長																																								

旧頁	節	現行（平成25年4月改正）	修正案	備考																														
46	2章 4節 避難計画	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画 〔健康福祉部、都市整備部、消防部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(略)</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">健康福祉部</td> <td>・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">都市整備部</td> <td>・宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限、禁止又は退去命令に関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">消防部</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">区本部</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">各部</td> <td>・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">宮城県警察本部</td> <td>・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1「避難勧告等」とは、避難による立退きの準備、勧告及び指示の総称をいう。 ※2「警戒区域設定等」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。</p>	実施機関	担当業務	健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事	都市整備部	・宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限、禁止又は退去命令に関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関する事	消防部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関する事	区本部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事	各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事	宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画 〔<u>災対本部事務局</u>、健康福祉部、都市整備部、消防部、各部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(略)</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">災対本部事務局</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">健康福祉部</td> <td>・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">都市整備部</td> <td>・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">消防部</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">区本部</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">各部</td> <td>・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">宮城県警察本部</td> <td>・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「警戒区域の設定」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事	健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事	都市整備部	・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事	消防部	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事	区本部	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事	各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事	宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事	<p>内容適正化 ※体制整理</p>
実施機関	担当業務																																	
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事																																	
都市整備部	・宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限、禁止又は退去命令に関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関する事																																	
消防部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関する事																																	
区本部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事																																	
各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事																																	
宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事																																	
実施機関	担当業務																																	
災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事																																	
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事																																	
都市整備部	・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事																																	
消防部	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事																																	
区本部	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事																																	
各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事																																	
宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事																																	

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(48)	2 章 4 節 避難計画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難勧告等の伝達</p> <p>市長が避難勧告等を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を行った通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p>ア 伝達の手段</p> <p>① 報道機関との連携</p> <p>市長は「災害時における放送要請に関する協定」（資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</p> <p>② ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部等）による巡回広報</p> <p>消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回・放送による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じてヘリコプター又は船艇の活用による放送を行う。</p> <p>③ 個別巡回等</p> <p>必要により、上記の伝達方法と併せ、安全を確保の上、市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、高齢者及び障害者等の災害時要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。</p> <p>④ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ</p> <p>消防部は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行う。また、総務企画部は市ホームページにより避難勧告等の情報提供を行う。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難勧告等の伝達</p> <p>市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p>ア 伝達の手段</p> <p>① 報道機関との連携</p> <p>テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示を幅広く市民に伝達するため、公共情報コモンズを通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</p> <p>(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>② 自主防災組織との連携</p> <p>区本部は、町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</p> <p>③ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部等）による巡回広報</p> <p>消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じてヘリコプター又は船艇の活用による伝達を行う。</p> <p>④ 個別巡回等</p> <p>必要により、上記の伝達方法と併せ、安全を確保の上、市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、高齢者及び障害者等の災害時要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。</p> <p>⑤ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ</p> <p>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。</p> <p>⑥ 緊急速報メール</p> <p>災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。</p>	<p>内容適正化</p> <p>※伝達体制の整理</p>

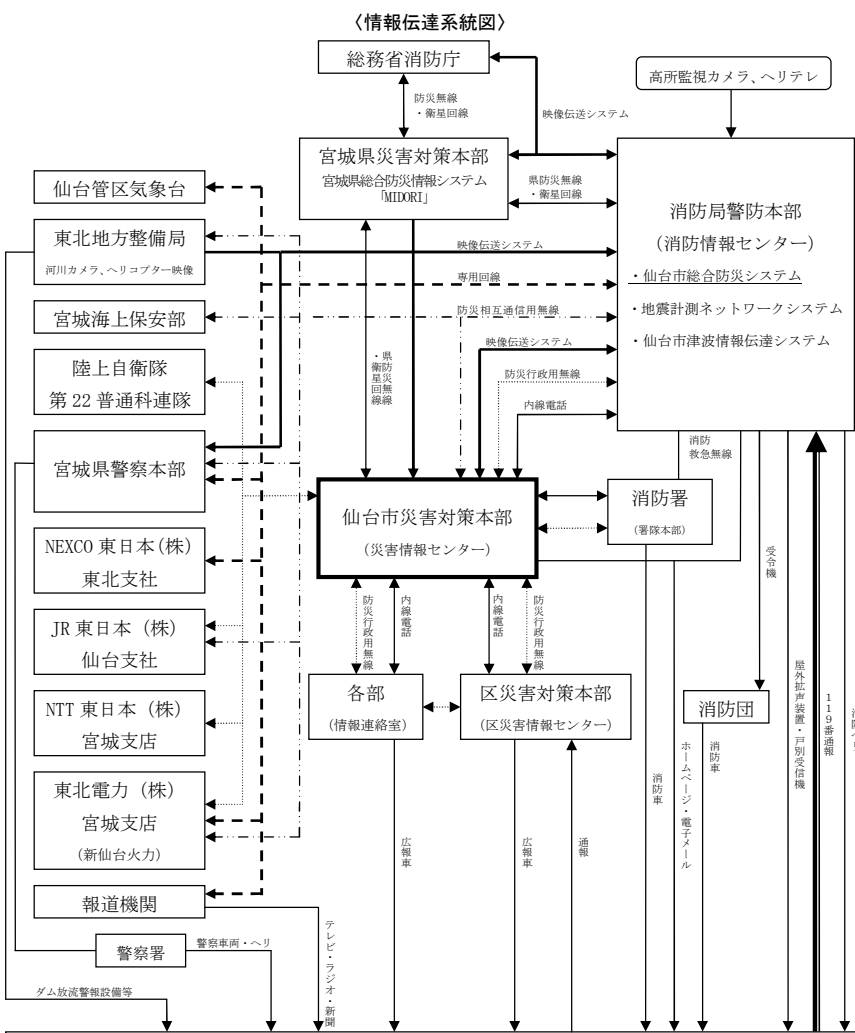
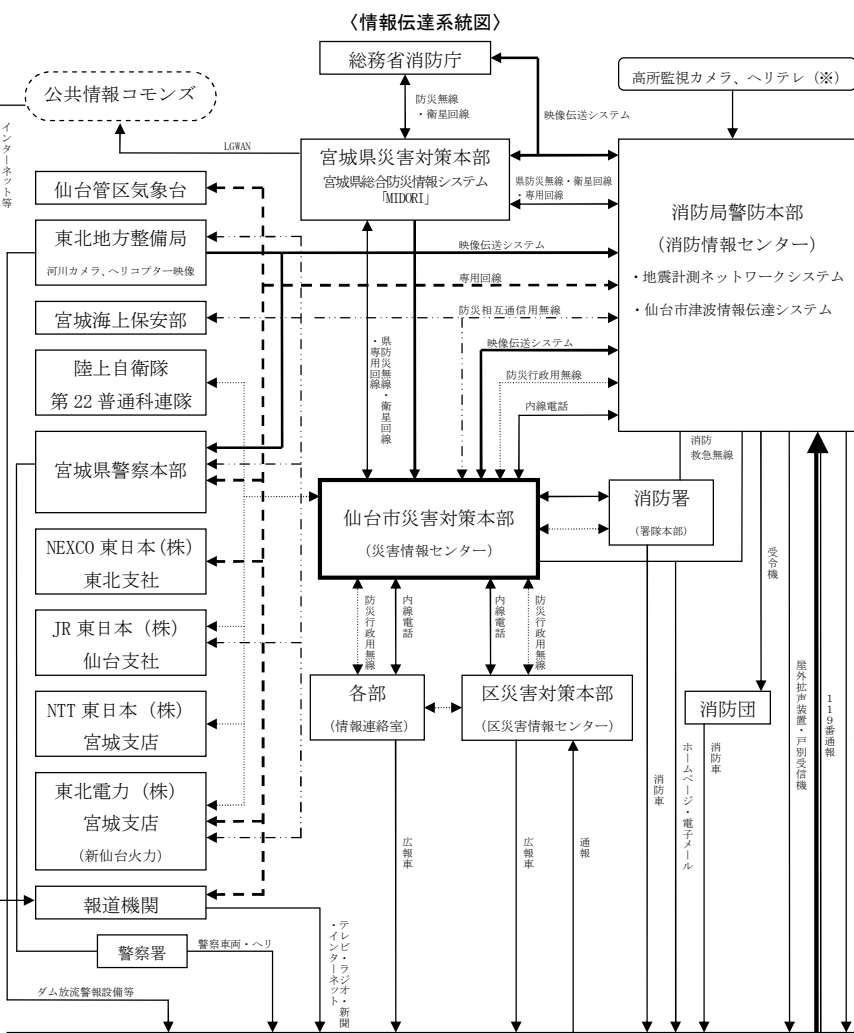
旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(49)	2 章 4 節 避難計画	<p>(つづき)</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 市長は、<u>避難の必要がなくなったときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。</u></p> <p>(5) 報告・通知 ア 知事への報告 市長は、<u>避難勧告等を行ったとき、又は警察官等から避難勧告等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</u></p> <p>イ 代行者の報告 避難勧告等又は警戒区域設定等を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>3. 警戒区域の設定 【都市整備部、消防部】</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警戒区域設定等の伝達 警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するとともに、避難勧告・指示の伝達方法に準じて、必要な情報を設定区域の居住者に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 報告・通知 ア 知事への報告 市長は、警戒区域の設定等を行ったとき、<u>又は警察官等から警戒区域の設定等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</u></p> <p>イ 関係機関への通知 市長は、警戒区域の設定等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 市長は、<u>災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、「(3) 避難勧告等の伝達」を準用する。</u> <u>また、避難勧告又は指示を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。</u></p> <p>(5) 報告・通知 ア 知事への報告 市長は、避難勧告等を発令したとき、警察官等から避難勧告等を発令した旨の通知を受けたとき<u>又は解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</u></p> <p>イ 代行者の報告 避難勧告等を発令した代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>3. 警戒区域の設定 【都市整備部、消防部】</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警戒区域設定の伝達 警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するとともに、避難勧告・指示の伝達方法に準じて、必要な情報を設定区域の居住者に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 報告・通知 ア 知事への報告 市長は、警戒区域の設定を行ったとき、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けたとき<u>又は解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</u></p> <p>イ 代行者の報告 <u>警戒区域の設定を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。</u></p> <p>ウ 関係機関への通知 市長は、警戒区域の設定を行ったとき又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。</p>	<p>内容適正化 ※文言修正</p>
(50)				<p>内容適正化 ※文言修正</p> <p>内容適正化 ※項目追加</p>

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(50)	2 章 4 節 避難計画	<p>(つづき)</p> <p>4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1) 避難誘導の基本</p> <p>ア 区本部は、避難勧告等を発令する場合は、被害状況から適切な避難所を選定した上で、選定先への誘導を行うものとし、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し避難誘導体制を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 誘導に当たっては、当該施設への火災、津波、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 区本部の措置</p> <p>ア 避難所及び避難経路の選定</p> <p>避難勧告等を発令する場合は、区本部は地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定する。</p>	<p>(つづき)</p> <p>4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1) 避難誘導の基本</p> <p>ア 区本部は、避難勧告等が発令される場合は、被害状況又は想定される被害等を踏まえ適切な避難所を選定した上で、選定先への誘導を行うものとし、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し避難誘導体制を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 誘導に当たっては、当該避難所への火災、津波、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 区本部の措置</p> <p>ア 避難所及び避難経路の選定</p> <p>区本部は、避難勧告等が発令される場合は、地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定するとともに、施設管理者への連絡により開設体制を整える。</p>	内容適正化 ※文言修正
54	2 章 5 節 津波災害応急計画	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制 【消防部、仙台管区気象台】</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制 【消防部、仙台管区気象台】</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>(略)</p>	内容適正化 ※特別警報の整理

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(59)	2 章 5 節 津波災害応急計画	<p>(つづき)</p> <p>(4) 津波警報等の収集伝達 (略)</p> <p>〈津波警報等の伝達系統図〉</p> <p>(略)</p> <p>4. 避難勧告等の実施 【消防部、区本部】</p> <p>(略)</p>	<p>(つづき)</p> <p>(4) 津波警報等の収集伝達 (略)</p> <p>〈津波警報等の伝達系統図〉</p> <p>注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。</p> <p>(略)</p> <p>4. 避難勧告等の実施 【消防部、区本部】</p> <p>(略)</p>	<p>内容適正化 ※特別警報の整理</p> <p>内容適正化 ※伝達系統整理 ※特別警報の整理</p>
(60)		<p>(2) 避難勧告等発令時の避難先</p> <p>大津波警報発表に伴う避難指示が発令されたときの避難先は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外へ、津波警報発表に伴う避難勧告が発令されたときの避難先は、津波避難エリアⅠの区域外へ避難することを基本とする。併せて津波避難エリア外の周辺にある指定避難所を開放する。</p> <p>また、津波到達予想時刻までに時間的余裕がなく津波避難エリア外への避難が困難な場合は、近くの津波避難施設等に避難するものとする。</p>	<p>(2) 避難勧告等発令時の避難先</p> <p>大津波警報発表に伴う避難指示が発令されたときの避難先は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外へ、津波警報発表に伴う避難勧告が発令されたときの避難先は、津波避難エリアⅠの区域外へ徒歩で避難することを原則とする。併せて津波避難エリア外の周辺にある指定避難所を開放する。</p> <p>また、津波避難エリア外までの距離が遠く、徒歩で津波避難エリア外への避難が困難な地域の方は、近くの津波避難施設等への避難を原則とする。</p> <p>なお、自動車で避難する方（要援護者とその支援者等）は、津波避難エリア外への避難を原則とする。</p>	<p>内容適正化 ※文言修正</p>

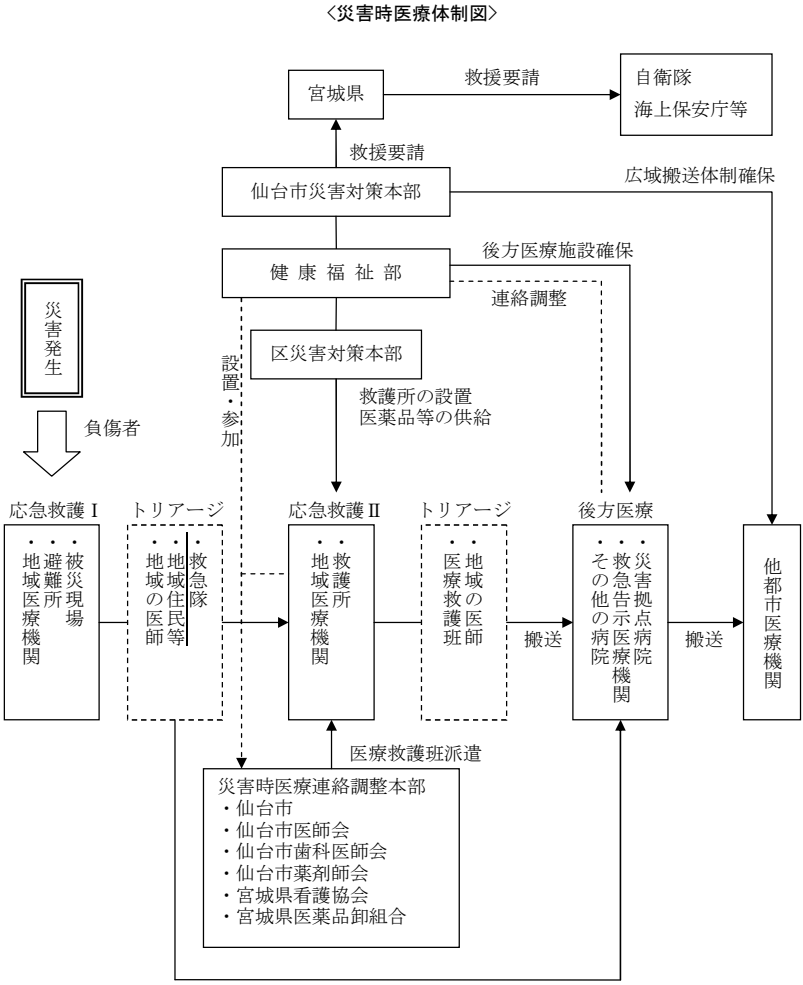
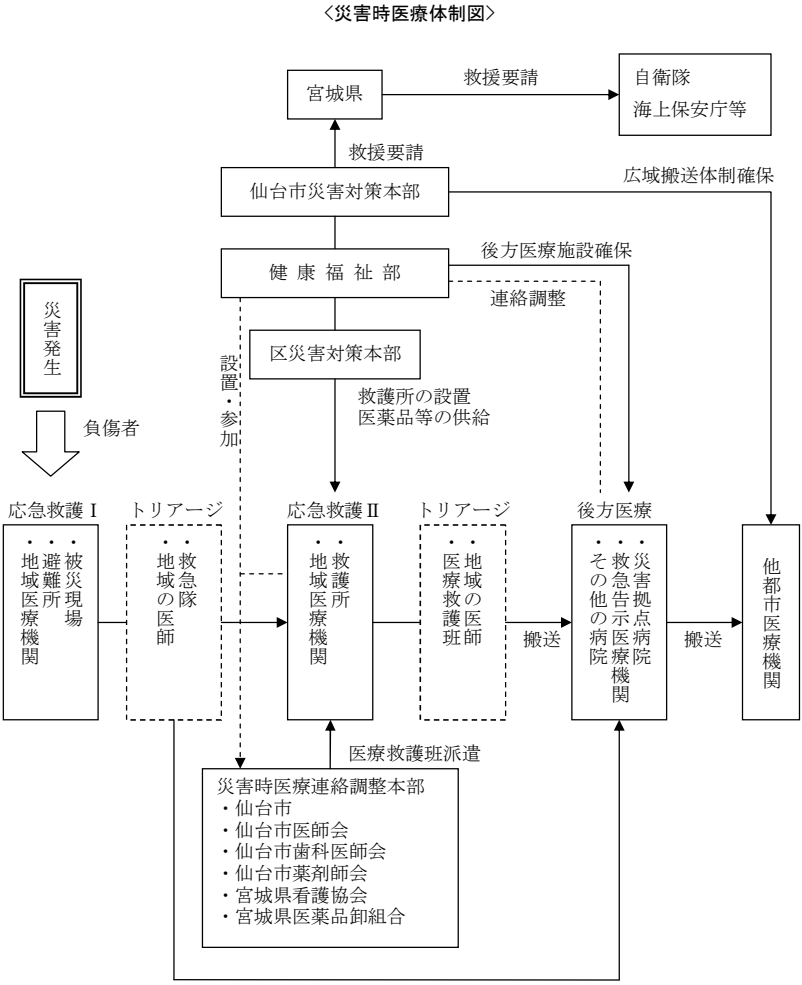
旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(61)	2 章 5 節 津波災害応急計画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難勧告等の伝達・避難広報 避難勧告等発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動を促す。</p> <p>ア 仙台市津波情報伝達システム 消防部は、津波警報等発表に伴う避難勧告等発令時に、津波避難エリア内に設置された屋外拡声装置及び戸別受信装置から情報伝達を行う。</p> <p>イ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部）による巡回広報 ヘリコプターによる上空からの広報、消防部・消防団の消防車両及び区本部の広報車により、避難の呼びかけ、勧告・指示等の巡回広報を行う。</p> <p>ウ 町内会等への連絡（区本部） 各区本部は状況に応じて、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報伝達に努める。</p> <p>エ 報道機関との連携 災対本部事務局は「災害時における放送要請に関する協定」(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</p> <p>オ 社の都防災 Web、社の都防災メール及び市ホームページ 消防部は、「社の都防災 Web」「社の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行う。また、総務企画部は市ホームページにより避難勧告等の情報提供を行う。</p> <p>カ 緊急速報メール 消防部は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難勧告等の伝達・避難広報 避難勧告等発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動を促す。</p> <p>ア 仙台市津波情報伝達システム 災対本部事務局は、津波警報等発表に伴う避難勧告等発令時に、津波避難エリア内に設置された屋外拡声装置及び戸別受信装置から情報伝達を行う。</p> <p>イ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部）による巡回広報 ヘリコプターによる上空からの広報、消防部・消防団の消防車両及び区本部の広報車により、避難の呼びかけ、勧告・指示等の巡回広報を行う。</p> <p>ウ 自主防災組織との連携（区本部） 区本部は状況に応じて、避難対象区域内の町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡による情報伝達に努める。</p> <p>エ 報道機関との連携 災対本部事務局は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。 (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>オ 社の都防災 Web、社の都防災メール及び市ホームページ 災対本部事務局は、「社の都防災 Web」「社の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。</p> <p>カ 緊急速報メール 災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。</p>	<p>内容適正化 ※伝達体制の整理</p>

旧頁	節	現行（平成25年4月改正）	修正案	備考																																																																																																																																																	
64	2章 7節 災害情報の収集伝達計画	<p>1. 災害情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災対本部が行う情報収集</p> <p>ア 各部及び区本部の情報収集</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報の内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災気象情報等</td> <td>・地震・津波の情報、津波警報・注意報等</td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">被害情報</td> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先</td> <td>死 行 方 不 明 者 負 傷 者 区 本 部 消 防 部</td> </tr> <tr> <td>・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数</td> <td>住 家 ・ 非 住 家 事 業 所 財 政 部 区 本 部 経 済 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公共施設被害</td> <td rowspan="4">・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況</td> <td>福 祉 施 設</td> <td>健康福祉部 子供未来部</td> </tr> <tr> <td>清 掃 施 設</td> <td>環 境 部</td> </tr> <tr> <td>教 育 施 設</td> <td>教 育 部</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 施 設</td> <td>所 管 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土木施設被害</td> <td rowspan="3">・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所</td> <td>砂 防</td> <td>都 市 整 備 部</td> </tr> <tr> <td>道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td>河 川</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業関係被害</td> <td rowspan="2">・被害箇所と被害程度</td> <td>農 水 産 関 係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td>林 業 関 係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td>ライフライン情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 防災関係機関からの情報収集</p> <p>災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災対本部事務局</td> <td>地震・津波の情報、津波警報・注意報等</td> <td>仙台管区气象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株)仙台支社</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県総務部危機対策課</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>医療施設の被害と診療状況等</td> <td>仙 台 市 医 師 会 仙 台 市 歯 科 医 師 会 仙 台 市 薬 剤 師 会</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">建設部</td> <td>国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>仙台河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>県管理橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>仙 台 土 木 事 務 所 大 河 原 土 木 事 務 所</td> </tr> <tr> <td>東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路の被害と復旧状況等</td> <td>NEXCO東日本(株)東北支社</td> </tr> <tr> <td>仙台南部道路の被害と復旧状況等</td> <td>宮 城 県 道 路 公 社</td> </tr> <tr> <td>国管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>仙 台 河 川 国 道 事 務 所</td> </tr> <tr> <td>県管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>仙 台 土 木 事 務 所</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等</td> <td>市 内 各 警 察 署</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	収集する情報の内容	担当部局	防災気象情報等	・地震・津波の情報、津波警報・注意報等	消 防 部	被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死 行 方 不 明 者 負 傷 者 区 本 部 消 防 部	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住 家 ・ 非 住 家 事 業 所 財 政 部 区 本 部 経 済 部	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部	清 掃 施 設	環 境 部	教 育 施 設	教 育 部	そ の 他 の 施 設	所 管 部	土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	砂 防	都 市 整 備 部	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部	河 川	建 設 部	農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部	林 業 関 係	経 済 部	ライフライン情報	(略)	(略)	(略)	収集担当	収集する情報	収集先	災対本部事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区气象台	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング		健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙 台 市 医 師 会 仙 台 市 歯 科 医 師 会 仙 台 市 薬 剤 師 会	建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所 大 河 原 土 木 事 務 所	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社	仙台南部道路の被害と復旧状況等	宮 城 県 道 路 公 社	国管理河川の被害と復旧状況等	仙 台 河 川 国 道 事 務 所	県管理河川の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所	区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市 内 各 警 察 署	<p>1. 災害情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災対本部が行う情報収集</p> <p>ア 各部及び区本部の情報収集</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報の内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災気象情報等</td> <td>・地震・津波の情報、津波警報・注意報等</td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">被害情報</td> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先</td> <td>死 行 方 不 明 者 負 傷 者 区 本 部 消 防 部</td> </tr> <tr> <td>・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数</td> <td>住 家 ・ 非 住 家 事 業 所 財 政 部 区 本 部 経 済 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公共施設被害</td> <td rowspan="4">・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況</td> <td>福 祉 施 設</td> <td>健康福祉部 子供未来部</td> </tr> <tr> <td>清 掃 施 設</td> <td>環 境 部</td> </tr> <tr> <td>教 育 施 設</td> <td>教 育 部</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 施 設</td> <td>所 管 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木施設被害</td> <td rowspan="2">・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所</td> <td>道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td>河 川</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業関係被害</td> <td rowspan="2">・被害箇所と被害程度</td> <td>農 水 産 関 係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td>林 業 関 係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td>ライフライン情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 防災関係機関からの情報収集</p> <p>災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災対本部事務局</td> <td>地震・津波の情報、津波警報・注意報等</td> <td>仙台管区气象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株)仙台支社</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県総務部危機対策課</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>医療施設の被害と診療状況等</td> <td>仙 台 市 医 師 会 仙 台 市 歯 科 医 師 会 仙 台 市 薬 剤 師 会</td> </tr> <tr> <td>都市整備局</td> <td>県管理砂防施設等の被害と復旧状況等</td> <td>仙 台 土 木 事 務 所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">建設部</td> <td>国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>仙台河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>県管理橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>仙 台 土 木 事 務 所 大 河 原 土 木 事 務 所</td> </tr> <tr> <td>東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等</td> <td>NEXCO東日本(株)東北支社</td> </tr> <tr> <td>国管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>仙 台 河 川 国 道 事 務 所</td> </tr> <tr> <td>県管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>仙 台 土 木 事 務 所</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等</td> <td>市 内 各 警 察 署</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	収集する情報の内容	担当部局	防災気象情報等	・地震・津波の情報、津波警報・注意報等	消 防 部	被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死 行 方 不 明 者 負 傷 者 区 本 部 消 防 部	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住 家 ・ 非 住 家 事 業 所 財 政 部 区 本 部 経 済 部	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部	清 掃 施 設	環 境 部	教 育 施 設	教 育 部	そ の 他 の 施 設	所 管 部	土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部	河 川	建 設 部	農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部	林 業 関 係	経 済 部	ライフライン情報	(略)	(略)	(略)	収集担当	収集する情報	収集先	災対本部事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区气象台	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング		健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙 台 市 医 師 会 仙 台 市 歯 科 医 師 会 仙 台 市 薬 剤 師 会	都市整備局	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所	建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所 大 河 原 土 木 事 務 所	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社	国管理河川の被害と復旧状況等	仙 台 河 川 国 道 事 務 所	県管理河川の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所	区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市 内 各 警 察 署	<p>内容適正化 ※項目整理</p> <p>内容適正化 ※項目整理</p>
情報区分	収集する情報の内容	担当部局																																																																																																																																																			
防災気象情報等	・地震・津波の情報、津波警報・注意報等	消 防 部																																																																																																																																																			
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死 行 方 不 明 者 負 傷 者 区 本 部 消 防 部																																																																																																																																																		
		・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住 家 ・ 非 住 家 事 業 所 財 政 部 区 本 部 経 済 部																																																																																																																																																		
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部																																																																																																																																																	
			清 掃 施 設	環 境 部																																																																																																																																																	
			教 育 施 設	教 育 部																																																																																																																																																	
			そ の 他 の 施 設	所 管 部																																																																																																																																																	
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	砂 防	都 市 整 備 部																																																																																																																																																		
		道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部																																																																																																																																																		
		河 川	建 設 部																																																																																																																																																		
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部																																																																																																																																																		
		林 業 関 係	経 済 部																																																																																																																																																		
ライフライン情報	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																		
収集担当	収集する情報	収集先																																																																																																																																																			
災対本部事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区气象台																																																																																																																																																			
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社																																																																																																																																																			
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社																																																																																																																																																			
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課																																																																																																																																																			
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																																																																																																																																				
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙 台 市 医 師 会 仙 台 市 歯 科 医 師 会 仙 台 市 薬 剤 師 会																																																																																																																																																			
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所																																																																																																																																																			
	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所 大 河 原 土 木 事 務 所																																																																																																																																																			
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社																																																																																																																																																			
	仙台南部道路の被害と復旧状況等	宮 城 県 道 路 公 社																																																																																																																																																			
	国管理河川の被害と復旧状況等	仙 台 河 川 国 道 事 務 所																																																																																																																																																			
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所																																																																																																																																																			
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市 内 各 警 察 署																																																																																																																																																			
情報区分	収集する情報の内容	担当部局																																																																																																																																																			
防災気象情報等	・地震・津波の情報、津波警報・注意報等	消 防 部																																																																																																																																																			
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死 行 方 不 明 者 負 傷 者 区 本 部 消 防 部																																																																																																																																																		
		・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住 家 ・ 非 住 家 事 業 所 財 政 部 区 本 部 経 済 部																																																																																																																																																		
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部																																																																																																																																																	
			清 掃 施 設	環 境 部																																																																																																																																																	
			教 育 施 設	教 育 部																																																																																																																																																	
			そ の 他 の 施 設	所 管 部																																																																																																																																																	
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部																																																																																																																																																		
		河 川	建 設 部																																																																																																																																																		
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部																																																																																																																																																		
		林 業 関 係	経 済 部																																																																																																																																																		
ライフライン情報	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																		
収集担当	収集する情報	収集先																																																																																																																																																			
災対本部事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区气象台																																																																																																																																																			
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社																																																																																																																																																			
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社																																																																																																																																																			
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課																																																																																																																																																			
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																																																																																																																																				
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙 台 市 医 師 会 仙 台 市 歯 科 医 師 会 仙 台 市 薬 剤 師 会																																																																																																																																																			
都市整備局	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所																																																																																																																																																			
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所																																																																																																																																																			
	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所 大 河 原 土 木 事 務 所																																																																																																																																																			
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社																																																																																																																																																			
	国管理河川の被害と復旧状況等	仙 台 河 川 国 道 事 務 所																																																																																																																																																			
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙 台 土 木 事 務 所																																																																																																																																																			
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市 内 各 警 察 署																																																																																																																																																			

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(68)	2 章 7 節 災害情報の 収集伝達計 画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 情報連絡体制</p> <p>(略)</p>  <p>※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ伝送システム」</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 情報連絡体制</p> <p>(略)</p>  <p>※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ伝送システム」</p>	<p>内容適正化 ※伝達系統追加</p>

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考																						
(69)	2 章 7 節 災害情報の 収集伝達計 画	2. 通信手段の確保 (略) (2) 災害時優先電話 (略) (3) 非常通話及び緊急通話の利用	2. 通信手段の確保 (略) (2) 災害時優先電話 (略) (3) <u>衛星携帯電話</u> 衛星携帯電話は、輻輳の影響を受けにくいことから、災害情報センターと区本部間での連絡に使用する。 (4) 非常通話及び緊急通話の利用	内容適正化 ※項目追加																						
73	2 章 8 節 災害広報・広 聴計画	第 8 節 災害広報・広聴計画 〔災対本部、総務企画部、市民部、区本部〕 (略) 1. 実施機関及び担当業務 <table border="1" data-bbox="293 683 1093 1158"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災 対 本 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>総 務 企 画 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用した情報の発受信に関する事 </td> </tr> <tr> <td>市 民 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> 2. 広報活動 〔総務企画部、市民部、区本部〕 (略)	実施機関	担当業務	災 対 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事 	総 務 企 画 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用した情報の発受信に関する事 	市 民 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事 	区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事 	第 8 節 災害広報・広聴計画 〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、健康福祉部、区本部〕 (略) 1. 実施機関及び担当業務 <table border="1" data-bbox="1189 683 1989 1163"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>総 務 企 画 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用した情報の発受信に関する事 </td> </tr> <tr> <td>市 民 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事</u> ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>被災障害者・高齢者への災害広報に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> 2. 広報活動 〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、健康福祉部、区本部〕 (略)	実施機関	担当業務	災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事 	総 務 企 画 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用した情報の発受信に関する事 	市 民 部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事</u> ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事 	健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>被災障害者・高齢者への災害広報に関する事</u> 	区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事 	内容適正化 ※体制整理
実施機関	担当業務																									
災 対 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事 																									
総 務 企 画 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用した情報の発受信に関する事 																									
市 民 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事 																									
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事 																									
実施機関	担当業務																									
災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事 																									
総 務 企 画 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用した情報の発受信に関する事 																									
市 民 部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事</u> ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事 																									
健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>被災障害者・高齢者への災害広報に関する事</u> 																									
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事 																									

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(75)	2章 8節 災害広報・広聴計画	<p>(つづき)</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>ア 報道機関との連携</p> <p>① テレビ・ラジオの活用</p> <p>(略)</p> <p>② 報道機関に対する情報提供</p> <p>災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、<u>災対本部広報班</u>は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。プレスルーム設置の際は、<u>災対本部事務局</u>に近接した場所を確保し、掲示板の設置等により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ 広報車による広報</p> <p>(略)</p> <p>ウ 広報紙等による広報</p> <p><u>災対本部広報班</u>は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>エ 通信メディアによる広報</p> <p><u>災対本部広報班</u>及び総務企画部は、市のホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 伝達系統図</p>	<p>(つづき)</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>ア 報道機関との連携</p> <p>① テレビ・ラジオの活用</p> <p>(略)</p> <p>② 報道機関に対する情報提供</p> <p>災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、<u>災対本部事務局</u>は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。プレスルーム設置の際は、<u>災対本部事務局</u>に近接した場所を確保し、掲示板の設置等により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ 広報車による広報</p> <p>(略)</p> <p>ウ 広報紙等による広報</p> <p><u>災対本部事務局</u>は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>エ 通信メディアによる広報</p> <p><u>災対本部事務局</u>及び総務企画部は、市のホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 伝達系統図</p>	<p>内容適正化 ※体制整理</p>

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
82	2 章 10 節 医療救護・保健・防疫計画	<p>3. 災害時医療体制〔健康福祉部、区本部、市立病院部〕</p> <p>(1) 災害時医療体制の概要</p> <p>災害時の医療救護の概要は次のとおりである。</p>  <p>＜災害時医療体制図＞</p>	<p>3. 災害時医療体制〔健康福祉部、区本部、市立病院部〕</p> <p>(1) 災害時医療体制の概要</p> <p>災害時の医療救護の概要は次のとおりである。</p>  <p>＜災害時医療体制図＞</p>	備考 内容適正化 ※体制整理

旧頁	節	現行（平成25年4月改正）	修正案	備考
(83)	2章 10節 医療救護・保健・防疫計画	(つづき) (略) (3) 区本部(保健福祉センター) 地域における医療救護は、保健福祉センターを拠点として地域医療機関や医療救護班等との連携の下に行う。区本部保健福祉班は、地域の医療救護活動の核として、地域の医療機関と協力しておおむね次の業務に当たる。 ア 救護所の開設 イ 保健福祉センター医療救護班の編成 ウ 管内医療救護活動の支援 エ 救護所への医薬品等の供給 オ 医療ボランティアの活動支援 カ 保健、防疫活動 キ その他地域の医療救護に必要となる事項 (略)	(つづき) (略) (3) 区本部(保健福祉センター) 地域における医療救護は、健康福祉部が集約した医療情報をもとに、地域医療機関や医療救護班等と連携して行う。区本部保健福祉班は、地域の医療救護活動の核として、地域の医療機関と協力しておおむね次の業務に当たる。 ア 救護所の開設 イ 医療救護班の活動支援 ウ 管内医療救護活動の支援 エ 救護所等への医薬品等の供給 オ 医療ボランティアの活動支援 カ 保健、防疫活動 キ その他地域の医療救護に必要となる事項 (略)	内容適正化 ※体制整理
(85)		5. 応急救護体制【健康福祉部、消防部、市立病院部】 (1) 救護所の設置 災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想され、地域の医療機関だけでは対応が困難な場合には、応急的な救護を行うため、次により救護所を設置する。 (略) (2) 医療救護班 ア 医療救護班の派遣 健康福祉部は、区本部及び消防部からの要請又は自らの判断で、救護所又は被災医療機関等に対し必要な医療救護班を派遣する。 区本部保健福祉班は、応急救護所、避難所内救護所を設置した場合又は被災医療機関から要請があった場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請する。また、区本部保健福祉班は、初動時応急救護所においては、自ら医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。(略) (略)	5. 応急救護体制【健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部】 (1) 救護所の設置 災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想される場合は、応急的な救護を行うため、必要に応じ救護所を設置する。 (略) (2) 医療救護班 ア 医療救護班の派遣 健康福祉部は、区本部及び消防部からの要請又は自らの判断で、救護所又は被災医療機関等に対し必要な医療救護班を派遣する。 区本部保健福祉班は、応急救護所、避難所内救護所を設置した場合又は被災医療機関から要請があった場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請する。また、区本部保健福祉班は、初動時応急救護所においては、医療救護活動を行う。(略) (略)	内容適正化 ※体制整理
(88)		7. 医薬品等の確保【健康福祉部】 (略)	7. 医薬品等の確保【健康福祉部、区本部】 (略)	
(89)		8. 医療ボランティアの支援【健康福祉部】 (略) 9. 在宅療養者の支援【健康福祉部】 (略)	8. 医療ボランティアの支援【健康福祉部、区本部】 (略) 9. 在宅療養者の支援【健康福祉部、区本部】 (略)	

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(89)	2 章 10 節 医療救護・保健・防疫計画	<p>(つづき)</p> <p>10. 保健活動 【健康福祉部、子供未来部】</p> <p>(1) 健康支援活動</p> <p>避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼす。このため、被災者への健康調査等により健康状態の把握に努めるとともに地域の関係機関と連携し公衆衛生看護活動・栄養改善活動・歯科保健活動・その他必要な保健活動を行う。</p> <p>健康福祉部は、災害救助法第 30 条等による他都市からの保健師チーム等の要請及び受入調整を行う。区対策本部保健福祉班は、避難所、仮設住宅、被災者住宅等において被災者の健康状態を把握し、健康相談及び保健指導等を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(つづき)</p> <p>10. 保健活動 【健康福祉部、子供未来部、<u>区本部</u>】</p> <p>(1) 健康支援活動</p> <p>避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼす。このため、被災者への健康調査等により健康状態の把握に努めるとともに地域の関係機関と連携し公衆衛生看護活動・栄養改善活動・歯科保健活動・その他必要な保健活動を行う。</p> <p>健康福祉部は、<u>各区の被災状況、避難所、救護所開設状況等の災害情報の収集を行ったうえで、応援要請の必要性の判断を行い、</u>災害救助法第 30 条等による他都市からの保健師チーム等の要請及び受入調整を行う。区対策本部保健福祉班は、避難所、仮設住宅、被災者住宅等において被災者の健康状態を把握し、健康相談及び保健指導等を実施する。</p> <p>(略)</p>	内容適正化 ※体制整理
(90)	<p>11. 食品・飲用水の安全確保 【健康福祉部】</p> <p>(略)</p> <p>12. 防疫活動 【健康福祉部】</p> <p>(1) 災害発生時の活動</p> <p>ア 健康調査及び健康診断を実施する。</p> <p>イ 予防教育及び広報活動を行う。</p> <p>(2) 消毒作業の実施</p> <p>保健福祉センター所長が消毒を必要と認めた場合には、消毒が必要な地区等の消毒作業を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>11. 食品・飲用水の安全確保 【健康福祉部、<u>区本部</u>】</p> <p>(略)</p> <p>12. 防疫活動 【健康福祉部、<u>区本部</u>】</p> <p>(1) 災害発生時の活動</p> <p>ア 健康調査及び健康診断、<u>感染症発生動向調査</u>を実施する。</p> <p>イ 予防教育及び広報活動を行う。</p> <p>(2) 消毒作業の実施</p> <p>保健福祉センター所長が消毒を必要と認めた場合には、<u>民間への委託や地域住民の協力を得るなどして、</u>消毒が必要な地区等の消毒作業を行う。</p> <p>(略)</p>		

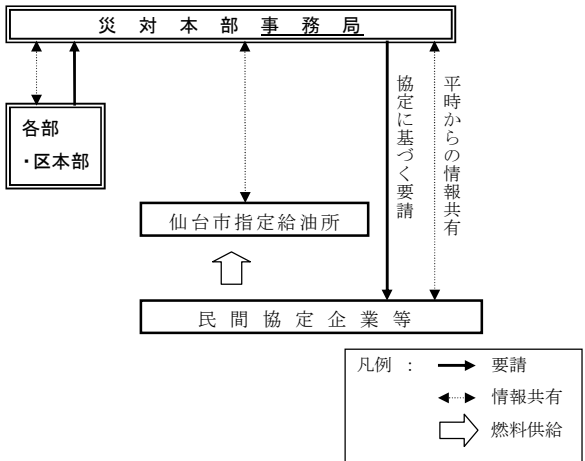
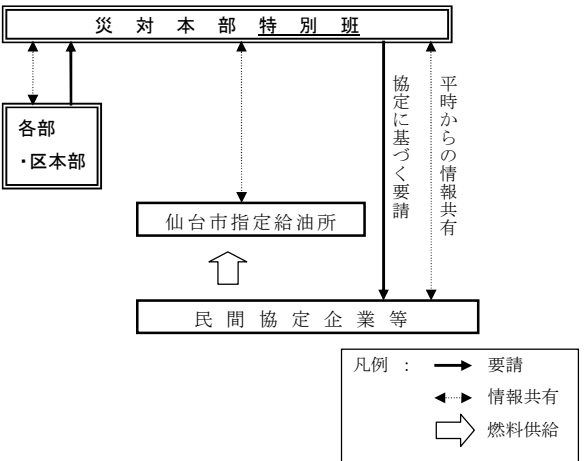
旧頁	節	現行（平成25年4月改正）	修正案	備考																																		
92	2章 12節 避難所運営 計画	<p>2. 避難所の開設及び避難者の収容 【各部、区本部】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の開設 避難所の開設方法等は次のとおりとする。</p> <p>〈避難所開設基準〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 （8：30～17：00）</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 （17：00～翌8：30）</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき</td> <td></td> <td>○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td></td> <td>○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、<u>施設管理者との協力により開設する。</u></td> </tr> <tr> <td>④その他の場合</td> <td></td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p> <p>(略)</p>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 （8：30～17：00）	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	・休日 ・平日夜間 （17：00～翌8：30）	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。	③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>施設管理者との協力により開設する。</u>	④その他の場合		○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。	<p>2. 避難所の開設及び避難者の収容 【各部、区本部】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の開設 <u>地震が発生し又は津波警報等により避難が必要と認められる場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。</u></p> <p>〈避難所開設基準〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 （8：30～17：00）</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 （17：00～翌8：30）</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき</td> <td></td> <td>○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td></td> <td>○区本部は事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、<u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u></td> </tr> <tr> <td>④その他の場合</td> <td></td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、<u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から<u>開設が必要と認めるとき。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p> <p>(略)</p>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 （8：30～17：00）	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	・休日 ・平日夜間 （17：00～翌8：30）	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。	③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○区本部は事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u>	④その他の場合		○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から <u>開設が必要と認めるとき。</u>	<p>内容適正化 ※体制整理</p>
条	件	開設方法																																				
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 （8：30～17：00）	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																																				
	・休日 ・平日夜間 （17：00～翌8：30）	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																																				
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。																																				
③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>施設管理者との協力により開設する。</u>																																				
④その他の場合		○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。																																				
条	件	開設方法																																				
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 （8：30～17：00）	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																																				
	・休日 ・平日夜間 （17：00～翌8：30）	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																																				
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき		○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。																																				
③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○区本部は事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u>																																				
④その他の場合		○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から <u>開設が必要と認めるとき。</u>																																				

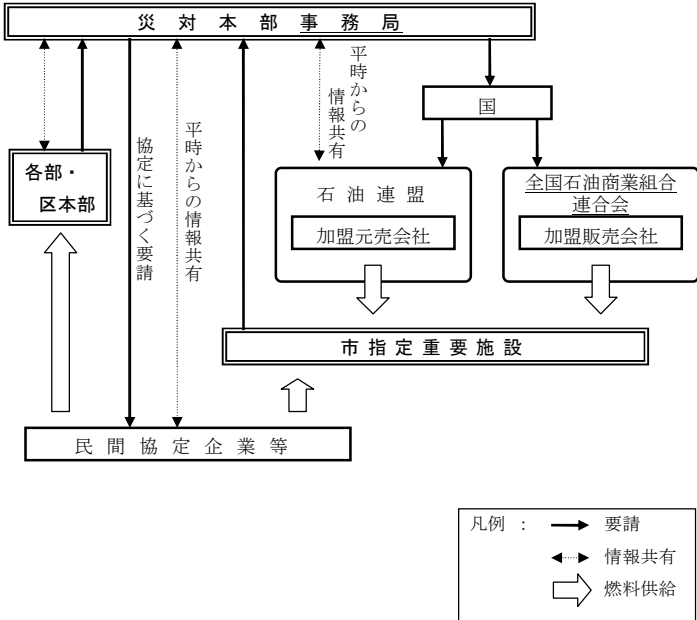
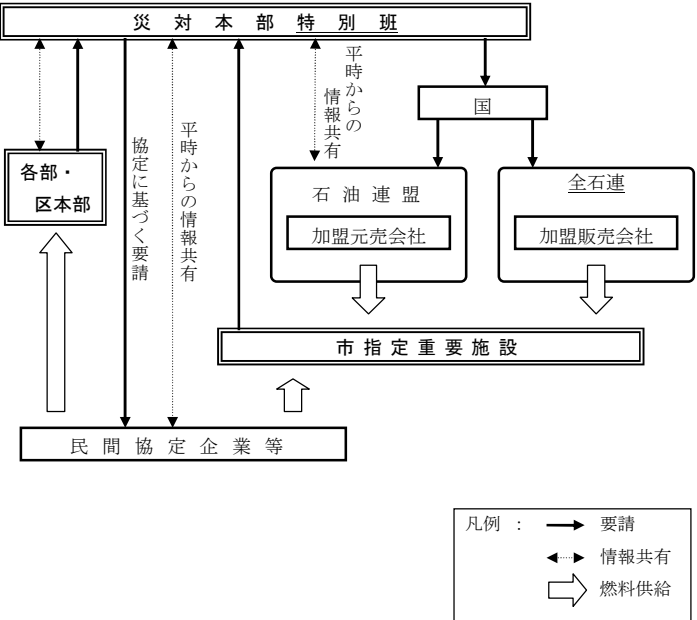
旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(97)	2 章 12 節 避難所運営 計画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 区本部の措置</p> <p>ア 開設基準に基づき、各部から指定避難所へ避難所担当職員が派遣される場合は、施設の被害、避難状況等について区本部へ報告させ、状況に応じて避難所開設を決定する。</p> <p>イ 開設基準に基づき、津波警報・大津波警報の発表時において、避難が予想される避難所を所管する各区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し、状況に応じて避難所開設を決定する。</p> <p>ウ 開設基準に基づき、震度、津波警報等の有無にかかわらず避難勧告等の発令が必要と認められる場合については、災对本部の指示により事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 区本部の措置</p> <p>ア 開設基準に基づき、<u>震度 6 弱以上の地震の発生により</u>各部から指定避難所へ避難所担当職員が派遣される場合は、施設の被害、避難状況等について区本部へ報告させ、状況に応じて避難所開設を決定する。</p> <p>イ 開設基準に基づき、津波警報・大津波警報の発表時において、避難が予想される避難所を所管する各区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し、状況に応じて避難所開設を決定する。</p> <p>ウ 開設基準に基づき、震度、津波警報等の有無にかかわらず避難勧告等の発令が必要と認められる場合については、災对本部の指示により事前に<u>適切な</u>避難所施設を選定し、避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える。</p> <p>また、避難所担当職員の派遣について関係各部へ連絡し、状況に応じて避難所開設を決定する。</p>	内容適正化 ※体制整理
104	2 章 13 節 災害時要 援護者への 対応計画	<p>2. 在宅の高齢者及び障害者に対する応急対策〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域団体等による支援</p> <p>地域団体等は、在宅の災害時要援護者の安否確認や災害情報の伝達に努め、状況に応じて救護・救出及び要援護者の避難誘導を行うものとし、対応が困難な場合は区本部及び消防部へ支援要請を行う。</p> <p>(3) 福祉避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>イ 入所調整及び移送</p> <p>開設の決定後、各区本部は、各指定避難所の職員が災害時要援護者の心身の状態等を勘案して対象者をとりまとめ、福祉避難所となっている施設に対して受入れ依頼を行う。対象者の移送については各区本部による調整を基本とし、状況に応じて災害時要援護者の家族及び受入れ施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送する。</p> <p>指定避難所等への避難が困難な在宅の障害者等については、区本部の判断により福祉避難所への直接避難も可能とする。</p> <p>(略)</p> <p>4. 在宅要援護者への支援対策〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕</p> <p>自宅から避難することができない災害時要援護者に対して、地域団体等の協力により在宅要援護者として必要な支援を行う。</p> <p>(1) 対象となる方</p> <p>次のうち、自宅から避難することができない方とする。</p>	<p>2. 在宅の高齢者及び障害者に対する応急対策〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域団体等による支援</p> <p>地域団体等は、在宅の災害時要援護者の安否確認や災害情報の伝達に努め、状況に応じて救護・救出及び要援護者の避難誘導を行うものとし、対応が困難あるいは危険と判断される場合は区本部及び消防部へ支援要請を行う。</p> <p>(3) 福祉避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>イ 入所調整及び移送</p> <p>開設の決定後、各区本部は、各指定避難所に派遣した職員がとりまとめた災害時要援護者の心身の状態等を勘案して、福祉避難所となっている施設に対して受入れ依頼を行う。対象者の移送については各区本部による調整を基本とし、状況に応じて災害時要援護者の家族及び受入れ施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送する。</p> <p>指定避難所等への避難が困難な在宅の障害者等については、区本部の判断により福祉避難所への直接避難も可能とする。</p> <p>(略)</p> <p>4. 在宅要援護者への支援対策〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕</p> <p>自宅から<u>単独で外出</u>することができない災害時要援護者に対して、地域団体等の協力により在宅要援護者として必要な支援を行う。</p> <p>(1) 対象となる方</p> <p>次のうち、自宅から<u>単独で外出</u>することができない方とする。</p>	内容適正化 ※体制整理

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(106)	2 章 13 節 災害時要援 護者への対 応計画	(つづき) (略) 6. 避難所での配慮 【各部、区本部】 避難所での生活に当たっては、「避難所運営マニュアル」等に基づき災害時要援護者の障害及び健康の状態等に応じ、以下の点に十分配慮する。 (1) 他の避難者の協力を得て、環境の良い避難スペースを災害時要援護者に優先的に確保する。 (2) 避難所での生活が困難な場合は、より環境の良い補助避難所や福祉避難所への移送について各区分本部と協議し、各区分本部は災害時要援護者の状況に応じて福祉避難所の開設及び受け入れ要請など必要な措置を講ずる。 (略) (7) 必要に応じ、災害時要援護者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣に努める。 (略)	(つづき) (略) 6. 避難所での配慮 【各部、区本部】 避難所の運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」等に基づき災害時要援護者の障害及び健康の状態等に応じ、以下の点に十分配慮する。 (1) 他の避難者の協力を得て、環境の良い避難スペースを災害時要援護者に優先的に確保する。 (2) 避難所での生活が困難な場合は、より環境の良い補助避難所への移動に配慮するとともに、 <u>災害時要援護者の状況に応じて福祉避難所への移送について各区分本部と協議する。</u> (略) (7) 必要に応じ、災害時要援護者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣を要請する。 (略)	内容適正化 ※体制整理
(107)		8. 災害時要援護者の安全確保策（被害が甚大である場合） 大規模災害により甚大な被害が発生した際、ライフライン（電気、ガス、水道、下水道など）の断絶、通信手段の途絶による環境の急激な劣悪化は、災害時要援護者にとって身体生命の危険を引き起こしかねない問題となる。 医療機器や、予備バッテリー、ミルク、オムツ等の必需品の破損、遺失等が発生する可能性や、支援する方が被災することによる災害時要援護者支援計画自体が機能しない場合が憂慮されることから、市は甚大な被害が発生した場合の対応策を以下のように定める。 ・ 町内会や地域団体等の行政無線を通じ、支援活動が可能な状況にあるか至急確認する。 ・ <u>支援が不能な場合、あるいは支援に時間を要する場合、近隣の地域団体等が支援できるか至急確認する</u> ・ 地域団体等が支援できない場合は緊急救助等の必要な措置をとる。 ・ <u>災害時要援護者で孤立している方がいないか至急確認する。</u> ・ 災害時要援護者の状況により、区分本部の判断で自宅から福祉避難所へ直接移送することも可能とする。	8. 災害時要援護者の安全確保策（被害が甚大である場合） 大規模災害により甚大な被害が発生した際、ライフライン（電気、ガス、水道、下水道など）の断絶、通信手段の途絶による環境の急激な劣悪化は、災害時要援護者にとって身体生命の危険を引き起こしかねない問題となる。 医療機器や、予備バッテリー、ミルク、オムツ等の必需品の破損、遺失等が発生する可能性や、支援する方が被災することによる災害時要援護者支援計画自体が機能しない場合が憂慮されることから、市は甚大な被害が発生した場合の対応策を以下のように定める。 ・ 町内会や地域団体等における支援活動が可能な状況にあるか、 <u>避難所担当職員により至急確認する。</u> ・ 地域団体等が支援できない場合は緊急救助等の必要な措置をとる。 ・ 災害時要援護者の状況により、区分本部の判断で自宅から福祉避難所へ直接移送することも可能とする。	内容適正化 ※体制整理
111	2 章 14 節 物資供給計 画	4. 物資集配拠点の運営（被害が甚大である場合） 【経済部】 地震による被害が広域にわたるなど必要な場合には、 <u>経済部は災対本部と調整の上、災害発生後、おおむね 48 時間以内を用途に、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を設置するとともに、民間の運送事業者を主体的に活用しながら、災対本部の指示に基づき、直接避難所等へ物資を配送するシステムを構築し、運用する。</u>	4. 物資集配拠点の開設・運営（被害が甚大である場合） 【経済部】 地震による被害が広域にわたるなど必要な場合には、 <u>災対本部は、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を設置することを決定する。</u> <u>災対本部の決定を受けて経済部は、災害発生後おおむね 48 時間以内を用途に、物資集配拠点を開設するとともに、民間の運送事業者を主体的に活用しながら、災対本部の指示に基づき、直接避難所等へ物資を配送するシステムを構築し、運用する。</u> <u>(資料 8-7「物資集配拠点候補施設一覧」参照)</u>	内容適正化 ※体制整理 ※資料追加

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(123)	2 章 16 節 廃棄物処理 計画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>3. 災害によるがれき等震災廃棄物の処分 【環境部】</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに被害棟数等から国土交通省「建設廃棄物排出量の将来予測」及び過去の地震災害のデータを参考に原単位を求め、震災ごみの発生量を推計する。次に、震災で破損した家具・家電製品等の粗大ごみや建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。</p> <p>なお、<u>アスベスト等の有害な廃棄物</u>については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い適正な処理を進める。（略）</p> <p>(略)</p> <p>(2) がれきの中間処理・再利用・最終処分</p> <p>(略)</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>3. 災害によるがれき等震災廃棄物の処分 【環境部】</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに被害棟数等から国土交通省「建設廃棄物排出量の将来予測」及び過去の地震災害のデータを参考に原単位を求め、震災ごみの発生量を推計する。次に、震災で破損した家具・家電製品等の粗大ごみや建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。</p> <p>なお、<u>アスベスト含有有害廃棄物</u>については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い適正な処理を進める。（略）</p> <p>(略)</p> <p>(2) がれきの中間処理・再利用・最終処分</p> <p>(略)</p>	内容適正化 ※文言修正
(125)		<p>ウ がれきについては、解体・撤去作業現場では管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の<u>焼却施設</u>で焼却処理するなど、できるだけ減容化した上で市の埋立処分場等に搬入する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体</p> <p>ア がれきの撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととするが、住民からの各区分への申し入れに応じて、事業者の紹介を行う。</p> <p>イ 倒壊家屋等の解体・撤去は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担）の適用について、速やかに県、国と協議し、被害の程度に応じてなされた<u>特別措置の適用範囲内において、各区において受け付けた個人や中小事業所等の家屋及び建築物を対象として、市が業者等にその解体処理を依頼する。</u></p> <p>(4) 民間企業との協力体制</p> <p>がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体などに当たり、<u>仙台建設業協会、宮城県解体工事業業同組合及び産業廃棄物協会</u>に資機材の提供、人員の派遣等について応援を求める。</p> <p>(5) アスベストの処理</p> <p>アスベストの処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。</p> <p>4. 関係機関への応援要請（被害が甚大である場合） 【環境部】</p> <p>環境部は、災害による被害が甚大であり、現有の災害対応能力では一般廃棄物（生活ごみ、し尿）及びがれき等の収集や処理機能の早期回復が望めないと判断した場合には、他都市、関係機関との応援協定に基づいて応援を要請し、人員及び資機材の確保を図り早期回復に努める。</p>	<p>ウ がれきについては、解体・撤去作業現場では管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の<u>処理施設</u>で焼却処理するなど、できるだけ減容化した上で埋立処分場等に搬入する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体</p> <p>ア がれきの撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととするが、住民からの申し入れに応じて、事業者の紹介を行う。</p> <p>イ 倒壊家屋等の解体・撤去が<u>必要な場合は</u>、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担）の適用について、速やかに県、国と協議し、被害の程度に応じてなされた<u>特別措置の適用がなされた場合にあっては、市が業者等にその解体処理を依頼する。</u></p> <p>(4) 民間企業との協力体制</p> <p>がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体などに当たり、<u>関係業界団体等に</u>資機材の提供、人員の派遣等について応援を求める。</p> <p>(5) アスベスト含有有害廃棄物の処理</p> <p>アスベスト<u>含有有害廃棄物</u>の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。</p> <p>4. 関係機関への応援要請（被害が甚大である場合） 【環境部】</p> <p>環境部は、災害による被害が甚大であり、現有の災害対応能力では一般廃棄物（生活ごみ、し尿）及びがれき等の収集や処理機能の早期回復が望めないと判断した場合には、<u>必要に応じて仮置場等を設置するとともに、</u>他都市、関係機関との応援協定に基づいて応援を要請し、人員及び資機材の確保を図り早期回復に努める。</p>	

旧頁	節	現行（平成25年4月改正）	修正案	備考																														
134	2章 18節 災害支援活動のサポート	<p>3. 一般ボランティアの受入れ 【仙台市社会福祉協議会】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営 仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営は、仙台市社会福祉協議会が中心となっており、仙台市は、情報連絡員を派遣し、被災情報等の連絡調整を行うほか、広報、資機材や燃料等の提供を行う。</p> <p>ア 情報連絡員を仙台市（区）災害ボランティアセンターへ派遣し、災対本部事務局及び区本部との連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>3. 一般ボランティアの受入れ 【仙台市社会福祉協議会】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営 仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営は、仙台市社会福祉協議会が中心となっており、仙台市は、状況に応じて情報連絡員を派遣するなど、被災情報等の連絡調整を行うほか、広報、資機材や燃料等の提供を行う。</p> <p>ア <u>必要に応じて</u>情報連絡員を仙台市（区）災害ボランティアセンターへ派遣するなど<u>連絡を密にし</u>、災対本部事務局及び区本部との連絡調整を行う。</p>	内容適正化 ※体制整理																														
138	2章 19節 燃料確保・供給計画	<p>第19節 燃料確保・供給計画 (被害が甚大である場合) 【災対本部、経済部、会計部、消防部、交通部、各部、区本部】</p> <p>(略)</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災 対 本 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各部及び区本部からの要請の総括に関する事 燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する事 協定に基づく要請に関する事 </td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>会 計 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 局横断的な燃料の調達に関する事 (本部内に特別班を設置) </td> </tr> <tr> <td>消 防 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>交 通 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>各 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事 </td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 区本部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 燃料供給ルートの確保 各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難である場合には災対本部に燃料の確保を要請するものとし、災対本部は以下の方法により燃料供給ルートの確保に努める。</p>	実施機関	担当業務	災 対 本 部	<ul style="list-style-type: none"> 各部及び区本部からの要請の総括に関する事 燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する事 協定に基づく要請に関する事 	経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 	会 計 部	<ul style="list-style-type: none"> 局横断的な燃料の調達に関する事 (本部内に特別班を設置) 	消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 	交 通 部	<ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 	各 部	<ul style="list-style-type: none"> 部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事 	区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> 区本部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事 	<p>第19節 燃料確保・供給計画 (被害が甚大である場合) 【災対本部事務局、復興事業部、経済部、会計部、交通部、各部、区本部】</p> <p>(略)</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置 </td> <td> 災対本部事務局 復興事業部 経済部 会計部 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各部及び区本部からの要請の総括に関する事 燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する事 所管協定に基づく要請に関する事 </td> </tr> <tr> <td>交 通 部</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>各 部</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入に関する事 </td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 燃料使用の節減及び燃料の融通 <u>各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難である場合、災対本部特別班は、各部・区本部に対して、燃料使用の節減及び各部・区本部での燃料の融通等の対応を呼びかける。</u></p> <p>3. 燃料供給ルートの確保 各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難であり燃料使用の節減および各部・区本部において燃料の融通等の対応を行ってもなお不足が見込まれる場合、災対本部特別班は以下の方法により燃料供給ルートの確保に努める。</p>	実施機関	担当業務	災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置	災対本部事務局 復興事業部 経済部 会計部	<ul style="list-style-type: none"> 各部及び区本部からの要請の総括に関する事 燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する事 所管協定に基づく要請に関する事 	交 通 部		<ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 	各 部		<ul style="list-style-type: none"> 部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入に関する事 	区 本 部		<ul style="list-style-type: none"> 区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入に関する事 	内容適正化 ※体制整理
実施機関	担当業務																																	
災 対 本 部	<ul style="list-style-type: none"> 各部及び区本部からの要請の総括に関する事 燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する事 協定に基づく要請に関する事 																																	
経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 																																	
会 計 部	<ul style="list-style-type: none"> 局横断的な燃料の調達に関する事 (本部内に特別班を設置) 																																	
消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 																																	
交 通 部	<ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 																																	
各 部	<ul style="list-style-type: none"> 部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事 																																	
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> 区本部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事 																																	
実施機関	担当業務																																	
災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置	災対本部事務局 復興事業部 経済部 会計部	<ul style="list-style-type: none"> 各部及び区本部からの要請の総括に関する事 燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する事 所管協定に基づく要請に関する事 																																
交 通 部		<ul style="list-style-type: none"> 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事 																																
各 部		<ul style="list-style-type: none"> 部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入に関する事 																																
区 本 部		<ul style="list-style-type: none"> 区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入に関する事 																																

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(138)	2 章 19 節 燃料確保・供給計画	<p>(つづき)</p> <p>(1) 燃料調達可能場所に関する情報の収集 災対本部は、<u>会計部</u>に燃料調達可能場所についての情報収集を指示し、各部及び区本部との情報共有を図る。</p> <p>(2) 協定に基づく要請 災対本部は、以下の協定に基づき、関係各部と調整の上、各協定の締結先に対して協力を要請する。 ア 「災害時における燃料および食料品等の物資の供給協力に関する協定」 （締結先：カメイ株式会社） イ 「災害時における自動車用燃料等の供給に関する協定」 （締結先：JX 日鉱日石エネルギー株式会社） ウ 「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」 （締結先：宮城県石油商業協同組合） （資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p> <p>(3) 政府ルートによる燃料の確保 燃料供給に政府が関与する場合、災対本部事務局は、状況に応じて政府を通じて石油連盟及び<u>全国石油商業組合連合会</u>に対して重要施設への燃料供給を要請する。</p> <p>(4) 燃料確保・供給の流れ 公用車用燃料及び施設用燃料の確保・供給の流れはおおむね次の図のとおりである。 ① 公用車用燃料</p> 	<p>(つづき)</p> <p>(1) <u>公用車両燃料の調達可能場所に関する情報の収集</u> 災対本部特別班は、<u>災対本部の指示により</u>燃料調達可能場所についての情報を収集し、各部及び区本部との情報共有を図る。</p> <p>(2) <u>各部・区本部における燃料の不足状況の把握及び関係機関への協力要請の検討</u> 災対本部特別班は、各部・区本部から燃料の残量等の情報を収集し、必要に応じて協定締結先等の関係機関に対し協力要請を行うことを検討する。</p> <p>(3) 協定に基づく要請 以下の協定を所管する部は、関係各部と調整の上、各協定の締結先に対して協力を要請する。 ア 「災害時における燃料および食料品等の物資の供給協力に関する協定」 （締結先：カメイ株式会社） イ 「災害時における自動車用燃料等の供給に関する協定」 （締結先：JX 日鉱日石エネルギー株式会社） ウ 「災害等における燃料等の供給協力に関する協定書」 （締結先：宮城県石油商業協同組合） （資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p> <p>(4) 政府ルートによる燃料の確保 燃料供給に政府が関与する場合、災対本部特別班は、状況に応じて政府を通じて石油連盟及び<u>全石連</u>に対して重要施設への燃料供給を要請する。</p> <p>(5) 燃料確保・供給の流れ 公用車用燃料及び施設用燃料の確保・供給の流れはおおむね次の図のとおりである。 ① 公用車用燃料</p> 	内容適正化 ※体制整理

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(140)	2 章 19 節 燃料確保・供給計画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>② 施設用燃料</p>  <p>凡例： → 要請 ↔ 情報共有 ⇨ 燃料供給</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>② 施設用燃料</p>  <p>凡例： → 要請 ↔ 情報共有 ⇨ 燃料供給</p>	内容適正化 ※体制整理
145	2 章 21 節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	<p>2. 行方不明者の捜索 【消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】</p> <p>災害現場の状況に応じて、警察、消防、消防団、宮城海上保安部、自衛隊・応援機関及び地域団体等が相互に協力し、生存の可能性のある者を優先して捜索に当たる。また、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。</p> <p>3. 遺体の収容、検視・検案及び処理 【健康福祉部、区本部、消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】</p> <p>仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察等の検視、医師による死亡検案を経た上、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄や葬祭業者等に遺体の処理を委託する。</p> <p>(1) 遺体安置所の設置</p> <p>仙台市は、体育館、市民センター、寺院、教会等の関係団体及び遺体検視を行う警察署等と協議し、遺体の収容先として検案場所・安置所を指定する。</p>	<p>2. 行方不明者の捜索 【消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】</p> <p>仙台市は、災害救助法が適用された場合、災害現場の状況に応じて防災関係機関等の協力を得て、生存の可能性のあるものを優先して行方不明者の捜索を行う。</p> <p>また、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。</p> <p>3. 遺体の収容、検視・検案及び処理 【健康福祉部、区本部、消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】</p> <p>仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察等の検視、医師による死亡検案を経た上、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄や葬祭業者等に遺体の処理を委託する。</p> <p>(1) 遺体安置所の設置</p> <p>仙台市は、体育館、市民センター、寺院、教会等の関係団体及び遺体検視を行う警察署等と協議し、遺体の収容先として検案場所・安置所を設置する。</p>	内容適正化 ※体制整理 ※項目整理（関係機関調整）

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(145)	2 章 21 節 行方不明者の 捜索・遺体の 収容等に 関する計画	(つづき) (2) 検視 (3) 遺体数の把握 (4) 遺体処理の対象及び取扱い (5) 遺体の洗浄等 ア 遺体安置所において、 <u>区本部は</u> 、遺体の洗浄等の処理について、関係各機関との調整を行う。 イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合は、毛布で覆う等死者の尊厳を保てるような措置を行う。 (6) 遺体の身元確認 警察は、身元不明者については、人相・所持品・着衣・その他の特徴等により身元の確認に <u>努める。</u> (7) 遺体の一時保存 ア 遺体は腐敗を防止するため、ドライアイスで冷却する。 イ 棺及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。 ウ 身元不明者の遺留品は遺体と共に保管する。 エ <u>遺族（関係人）から火葬の依頼があった場合は、その調整を行う。</u> (8) 遺体の安置及び引き渡し 仙台市は、遺体引き渡し時に引取人がいない場合又は安置場所がない場合は、指定した遺体安置所に搬入するよう関係機関に連絡する。また、必要に応じ、葬祭業者等に搬入を委託する。 (9) 身元不明遺体の処置 (略)	(つづき) <u>(2) 遺体の安置</u> 仙台市は、遺体の引き取り人がいない場合などは、市が設置した遺体安置所に搬入するよう関係機関に連絡する。また、必要に応じ、葬祭業者等に搬入を委託する。 <u>(3) 遺体安置所の受付</u> 仙台市は、遺体安置所を開設した場合、遺体の引き取り又は確認に来た家族等の受付を行い、 <u>検視・身元確認を行う警察に引き継ぐ。</u> (4) 検視 (5) 遺体数の把握 (6) 遺体処理の対象及び取扱い (7) 遺体の洗浄等 ア 遺体安置所において、 <u>健康福祉部は</u> 、遺体の洗浄等の処理について、関係各機関との調整を行う。 イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合は、毛布で覆う等死者の尊厳を保てるような措置を行う。 <u>(8) 遺体の身元確認</u> 警察は、身元不明者については、人相・所持品・着衣・その他の特徴等や <u>家族等による確認などにより身元の確認を行う。</u> <u>(9) 遺体の一時保存</u> ア 遺体は腐敗を防止するため、ドライアイスで冷却する。 イ 棺及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。 ウ 身元不明者の遺留品は遺体と共に保管する。 <u>(10) 遺体の引き渡し等</u> ア 身元が判明し引き取り人がいる場合は、速やかに遺体を遺族等につ引き渡す。 イ <u>遺族（関係人）から火葬の依頼があった場合は、その調整を行う。</u> (11) 身元不明遺体の処置 (略)	内容適正化 ※体制整理 ※項目整理（関係機関調整）

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(147)	2 章 21 節 行方不明者の 搜索・遺体 の収容等に 関する計画	(つづき) 4. 遺体の埋火葬方法 【健康福祉部】 (1) 緊急火葬体制の整備 ア 火葬場関係対応 ① 斎場の被害状況を把握する。 ② 斎場の被害状況に応じた応急復旧計画を策定する。 ③ 災害の状況に応じた斎場の緊急火葬体制を策定する。その際、身元不明者の遺骨、遺品を保管する遺骨安置所を設置する。 ④ 必要に応じ、生活衛生班に市民に対する火葬相談窓口を設置する。 ⑤ 必要に応じ、斎場への人員応援（派遣）体制を整備する。 ⑥ 各区戸籍住民課あて埋火葬許可証の即時発行を依頼する。	(つづき) 4. 遺体の埋火葬方法 【健康福祉部】 (1) 緊急火葬体制の整備 ア 火葬場関係対応 ① 斎場の被害状況を把握する。 ② 斎場の被害状況に応じた応急復旧計画を策定する。 ③ 災害の状況に応じた斎場の緊急火葬体制を策定する。その際、身元不明者の遺骨、遺品を保管する遺骨安置所を設置する。 ④ 必要に応じ、生活衛生班に市民に対する火葬相談窓口を設置する。 ⑤ 必要に応じ、斎場への人員応援（派遣）体制を整備する。 ⑥ 各区戸籍住民課あて埋火葬許可証の即時発行を依頼する。 ※ 当該災害が、災害対策基本法第 86 条の 4 に基づき政令で指定された場合、墓地埋葬法第 14 条に規定する手続は、厚生労働大臣が定める特例に従う。	改正災対法の反映 ※特例に関する記載
158	2 章 23 節 交通規制計 画	第 23 節 交通規制計画 【宮城県警察本部】 (略) 1. 交通規制及び交通秩序の維持 (略)	第 23 節 災害警備活動・交通規制計画 【宮城県警察本部】 (略) 1. 災害警備活動 県内において大規模災害が発生し、警察職員が被災し、又は施設が損壊した場合においても、 <u>災害警備活動を行いつつ、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続していくため必要な事項を定めた「宮城県警察本部業務継続計画」に基づいて災害警備活動を行う。</u> 2. 交通規制及び交通秩序の維持 (略)	内容適正化 ※項目の追加（関係機 関調整）
161	2 章 24 節 応急公用負 担	1. 応急公用負担等の権限 (略) (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。（災害対策基本法 第 71 条第 2 項） (3) 警察官又は海上保安官は市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（災害対策基本法 第 64 条第 7 項及び第 65 条第 2 項） (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないときに限り、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（災害対策基本法 第 64 条第 8 項及び第 65 条第 3 項）	1. 応急公用負担等の権限 (略) (2) <u>市長は</u> 、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。（災害対策基本法 第 71 条第 2 項） (3) 警察官又は海上保安官は市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（災害対策基本法 第 64 条第 7 項及び第 65 条第 2 項） (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長 <u>その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合</u> に限り、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（災害対策基本法 第 64 条第 8 項及び第 65 条第 3 項）	内容適正化 ※文言修正

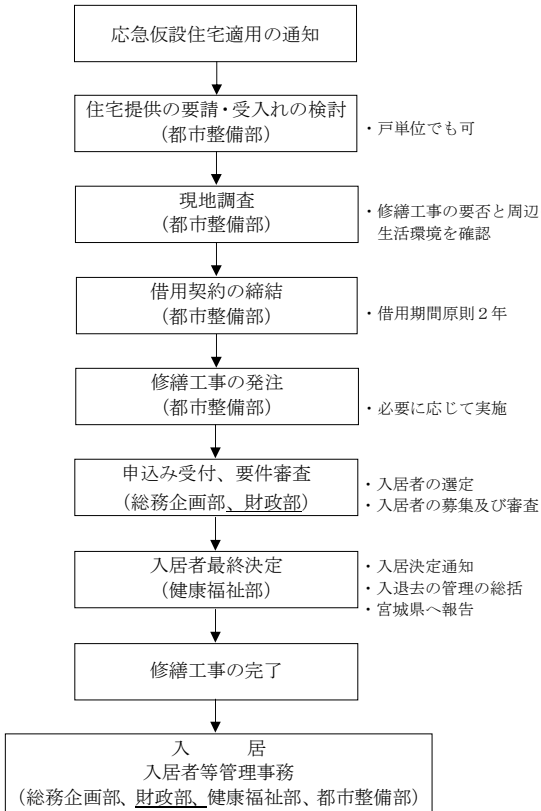
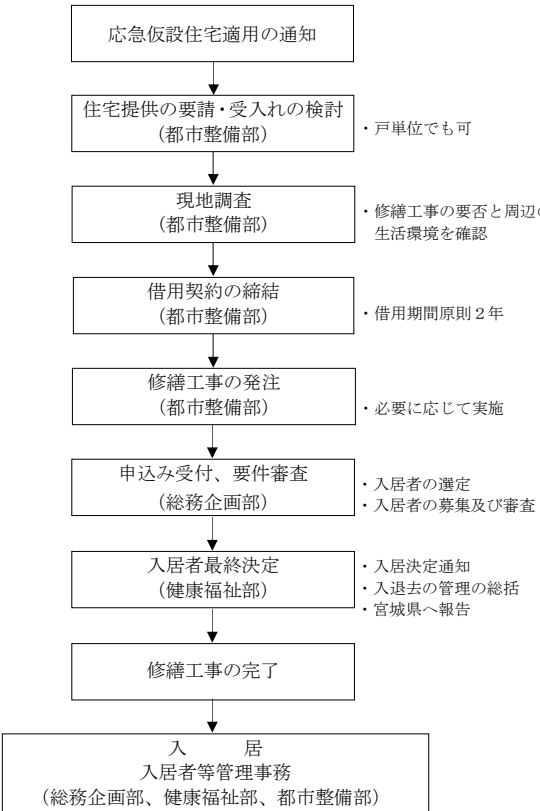
旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
163	2 章 25 節 文教対策計画	<p>1. 学校の対策</p> <p>(1) 災害時の体制</p> <p>(略)</p> <p>イ 在校時</p> <p>(略)</p> <p>② 校長は、災害の規模や児童生徒・教職員の安否、施設・設備及び通学路の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡して指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して、万全の体制を確立する。</p> <p>③ 教育委員会又は校長は、児童生徒及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した児童生徒及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置を行うとともに、それ以外の児童生徒については、各学校があらかじめ保護者に周知している「非常時下校体制」に基づき、保護者への引渡しや集団下校を行う。また、津波避難エリア内の学校においては、大津波警報発令中には、保護者も一緒に校内に待機するよう要請する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 在校時外</p> <p>① 校長は、直ちに出勤し、災害の状況を調査する。</p> <p>② 校長は、災害の状況に応じ学校連絡網により教職員を非常招集するとともに、学校災害対策本部を設置する。（教職員は校長からの連絡がなくても、非常配備計画に基づき行動する。）</p> <p>③ 教職員は、学校災害対策本部の業務分担により、児童生徒の安否、施設・設備及び通学路の被害状況を直ちに調査の上把握する。</p> <p>④ 校長は、教育委員会に被害状況を報告し、指示を受ける。</p>	<p>1. 学校の対策</p> <p>(1) 災害時の体制</p> <p>(略)</p> <p>イ 在校時</p> <p>(略)</p> <p>② 校長は、災害の規模や児童生徒・教職員の安否、施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡して指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して、万全の体制を確立する。</p> <p>③ 教育委員会又は校長は、児童生徒及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した児童生徒及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置を行うとともに、それ以外の児童生徒については、各学校があらかじめ保護者に周知している「非常時下校体制」に基づき、<u>通学路の被害状況を把握したうえで</u>、保護者への引渡しや集団下校を行う。また、津波避難エリア内の学校においては、大津波警報発令中には、保護者も一緒に校内に待機するよう要請する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 在校時外</p> <p>① <u>校長及び教職員は、非常配備計画に基づき行動し、学校災害対策本部を設置する。</u></p> <p>② 教職員は、学校災害対策本部の業務分担により、児童生徒の安否、施設・設備の被害状況を直ちに調査の上把握する。</p> <p>③ 校長は、教育委員会に被害状況を報告し、指示を受ける。</p>	内容適正化 ※文言修正
168	2 章 26 節 応急給水・水道復旧計画	<p>2. 災害時の応急体制 【水道部】</p> <p>水道事業管理者は、被害状況に基づいた配備体制を<u>発令するとともに</u>、水道局危機対策本部を設置し、<u>各配備ごとの班構成で</u>事態の収拾に当たる。</p> <p>3. 応急給水計画 【水道部】</p> <p>(1) 応急給水方法</p> <p>応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。</p> <p>ア 拠点給水：非常用飲料水貯水槽・応急給水栓・災害時給水栓による給水 (資料 9-16「災害時給水拠点」参照)</p> <p>イ 運搬給水：給水車・容器による給水</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・消火栓による給水</p>	<p>2. 災害時の応急体制 【水道部】</p> <p>被害状況に基づいた配備体制を<u>とるとともに</u>、水道局危機対策本部を設置し事態の収拾に当たる。</p> <p>3. 応急給水計画 【水道部】</p> <p>(1) 応急給水方法</p> <p>応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。</p> <p>ア 拠点給水：非常用飲料水貯水槽・応急給水栓・災害時給水栓による給水 (資料 9-16「災害時給水施設」参照)</p> <p>イ 運搬給水：給水車・容器による給水</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・消火栓・<u>仮設水槽</u>による給水</p>	内容適正化 ※体制整理 ※文言修正

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
172	2 章 27 節 電力施設災害応急計画	<p>1. 要員の確保 仙台市で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合、支店及び県内全事業所は、自動的に第二非常体制に入り、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に出動する。</p> <p>2. 応援の要請及び派遣 (1) 被害が甚大で当該事業所のみでは早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により、他事業所、他店所（宮城県外）に応援を要請する。 (2) 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6. 応急工事</p> <p>(2) 応急工事基準</p> <p>(略)</p> <p>ウ 変電設備 機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器機器、貯藏品等の活用により、応急復旧措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害時における安全衛生</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">＜東北電力株式会社非常災害連絡系統図＞</p> <pre> graph TD A[宮城支店災害対策本部 (連絡室)] --- B[仙台営業所災害対策本部 (連絡室)] A --- C[仙台北営業所災害対策本部 (連絡室)] A --- D[仙台南営業所災害対策本部 (連絡室)] A --- E[塩釜営業所災害対策本部 (連絡室)] </pre>	<p>1. 要員の確保 <u>宮城県内</u>で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合、支店及び県内全事業所は、自動的に第二非常体制に入り、社員は呼集を待つことなく出動する。</p> <p>2. 応援の要請及び派遣 <u>被害が甚大で早期復旧が困難である場合は、他事業所に応援を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>6. 応急工事</p> <p>(2) 応急工事基準</p> <p>(略)</p> <p>ウ 変電設備 機器損壊事故に対し、系統の一部切替又は移動用機器、貯藏品等の活用により、応急復旧措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害時における安全衛生</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">＜東北電力株式会社非常災害連絡系統図＞</p> <pre> graph TD A[宮城支店災害対策本部 (連絡室)] --- B[仙台営業所災害対策本部 (連絡室)] A --- C[仙台北営業所災害対策本部 (連絡室)] A --- D[仙台南営業所災害対策本部 (連絡室)] A --- E[塩釜営業所災害対策本部 (連絡室)] A --- F[<u>仙台技術センター災害対策本部 (連絡室)</u>] </pre>	内容適正化 ※文言修正（関係機関調整）

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考										
174	2 章 28 節 電気通信施設災害応急計画	<p style="text-align: center;">第 28 節 電気通信施設災害応急計画 〔東日本電信電話株式会社宮城支店〕</p> <p>災害時には、公共機関などの重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。</p> <p>1. 応急措置</p> <p>(1) 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>ア <u>最小限の通信の確保を行うため、非常用可搬形交換装置、ポータブル衛星通信装置、可搬型無線機、移動電源車等の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。</u></p> <p>イ <u>重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に強い衛星携帯電話を活用し、重要通信を確保する。</u></p> <p>ウ <u>広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。(災害救助法発令時)</u></p> <p>(2) 通信が異常に輻輳した場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア <u>設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において通話の利用制限等の措置を行い、重要通信を確保する。</u></p> <p>イ <u>被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取出し可能な「災害用伝言ダイヤル 171」や「災害用伝言板 web171」を提供し、輻輳の緩和を図る。</u></p> <p>2. 回線の応急復旧</p> <p><u>電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。</u></p> <p>3. 災害時の通信確保</p> <p><u>県、市町村、防災機関等について、災害時優先電話の指定等により、非常時、緊急時における通信の確保を図る。</u></p> <table border="1" data-bbox="309 1145 1084 1428"> <thead> <tr> <th>通信依頼先</th> <th>依頼方法</th> <th>指定電話</th> <th>手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT 東日本</td> <td>非常通話 緊急通話</td> <td rowspan="2">災害時 優先電話</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 申込み番号は 102 番 申込みの際の通告事項、通話の種類、発信機関名、発信通信先、電話番号、通話内容 </td> </tr> <tr> <td>非常電報 緊急電報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」であることを告げる。 必要理由、事情を告げる。 </td> </tr> </tbody> </table>	通信依頼先	依頼方法	指定電話	手続	NTT 東日本	非常通話 緊急通話	災害時 優先電話	<ul style="list-style-type: none"> 申込み番号は 102 番 申込みの際の通告事項、通話の種類、発信機関名、発信通信先、電話番号、通話内容 	非常電報 緊急電報	<ul style="list-style-type: none"> 申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」であることを告げる。 必要理由、事情を告げる。 	<p style="text-align: center;">第 28 節 電気通信施設災害応急計画 〔東日本電信電話株式会社宮城支店〕</p> <p>電気通信設備が被災した場合には、公共機関などの重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。</p> <p>1. 応急措置</p> <p>(1) 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>ア <u>応急対策として、可搬型無線機の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。</u></p> <p>イ <u>重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星携帯電話の利点を活かし、衛星通信を活用する。</u></p> <p>ウ <u>広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</u></p> <p>(2) 通信が異常に輻輳した場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア <u>被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、輻輳の緩和を図る。</u></p> <p>イ <u>設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102 番により「非常扱い電話」、「緊急扱い電話」の申込みを受けた場合は、他のオペレーター扱い電話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。</u></p> <p>ウ <u>被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を 115 番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。</u></p> <p>2. 非常時の通信の確保</p> <p><u>災害時において市、及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。</u></p>	<p>内容適正化 ※文言修正（関係機関調整）</p>
通信依頼先	依頼方法	指定電話	手続											
NTT 東日本	非常通話 緊急通話	災害時 優先電話	<ul style="list-style-type: none"> 申込み番号は 102 番 申込みの際の通告事項、通話の種類、発信機関名、発信通信先、電話番号、通話内容 											
	非常電報 緊急電報		<ul style="list-style-type: none"> 申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」であることを告げる。 必要理由、事情を告げる。 											

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考																
178	2章 30節 下水道施設 災害応急計 画	<p>5. 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害発生時の下水道使用について <u>災害発生後はできるだけ長くトイレが使えるようにトイレトーパーを流さない工夫をしながら使用するなど、下水道利用者に対し要請する。</u> <u>また、平時においても断水や停電等で水洗トイレが使用できない場合の備えとして、日頃より浴槽等に水を汲み置きしておく等の対策を心がけるよう広報活動を行う。</u></p>	<p>5. 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害発生時の下水道使用について <u>災害発生後も下水道を使い続けるため、油を下水に流さず紙で拭き取る、トイレトーパーの使用量は最小限にするなど、下水道利用者に対し要請する。</u></p>	内容適正化 ※文言修正																
184	2章 33節 住宅応急対 策計画	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="286 491 1099 858"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急仮設住宅班) ・<u>応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること</u> ・<u>応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること</u> (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施機関	担当業務	総務企画部	(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること	財政部	(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急仮設住宅班) ・ <u>応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること</u> ・ <u>応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること</u> (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること	(略)	(略)	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1160 491 1973 858"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施機関	担当業務	総務企画部	(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること	財政部	(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること	(略)	(略)	内容適正化 ※体制整理・項目削除
実施機関	担当業務																			
総務企画部	(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること																			
財政部	(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急仮設住宅班) ・ <u>応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること</u> ・ <u>応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること</u> (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること																			
(略)	(略)																			
実施機関	担当業務																			
総務企画部	(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること																			
財政部	(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること																			
(略)	(略)																			

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(187)	2 章 33 節 住宅応急対策計画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>3. プレハブ仮設住宅の建設〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>(略)</p> <p>(8) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー</p> <p>〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉</p> <p>(略)</p> <p>4. 借上げ民間賃貸住宅〔総務企画部、財政部、健康福祉部〕</p> <p>宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移やプレハブ仮設住宅等の入居状況などを考慮しながら調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>3. プレハブ仮設住宅の建設〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>(略)</p> <p>(8) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー</p> <p>〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉</p> <p>(略)</p> <p>4. 借上げ民間賃貸住宅〔総務企画部、健康福祉部〕</p> <p>宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移やプレハブ仮設住宅等の入居状況などを考慮しながら調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>内容適正化 ※体制整理</p> <p>内容適正化 ※体制整理</p>

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(188)	2 章 33 節 住宅応急対策計画	<p>(つづき)</p> <p>5. 借上げ公営住宅等 【総務企画部、財政部、健康福祉部、都市整備部】</p> <p>国から、公営住宅やUR賃貸住宅等を応急仮設住宅として活用できる旨の通知が出された場合は、公営住宅等の管理者に対して、空き住戸提供の要請又は空き住戸活用の申出の受入れを検討する。</p> <p>(略)</p>  <p>(略)</p>	<p>(つづき)</p> <p>5. 借上げ公営住宅等 【総務企画部、健康福祉部、都市整備部】</p> <p>国から、公営住宅やUR賃貸住宅等を応急仮設住宅として活用できる旨の通知が出された場合は、<u>提供可能な市営住宅の空き住戸を確保するとともに、他の公営住宅等の管理者に対して、空き住戸提供の要請又は空き住戸活用の申出の受入れを検討する。</u></p> <p>(略)</p>  <p>(略)</p>	<p>内容適正化 ※文言修正 ※体制整理</p>
(191)		<p>9. 建築資材及び建設要員の確保</p>	<p>9. 人員体制について</p> <p><u>東日本大震災時の経験を踏まえ、応急仮設住宅の入退去の募集及び審査、被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。</u></p> <p>10. 建築資材及び建設要員の確保</p>	<p>内容適正化 ※項目追加</p>

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考																								
193	2 章 34 節 農 林 水 産 業 対 策 計 画	2. 農業対策 (1) 農作物災害対策本部の設置 (略) (2) 農作物災害対策専門部会の開催 (略) 3. 林業対策 林道や治山施設等への二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携の下、被害把握、被害情報収集に努め、安全点検、応急復旧を実施する。	2. 農業対策 (1) 農作物災害対策本部の設置 (略) (2) 農作物災害対策専門部会の開催 (略) (3) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、次のため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。 <table border="1" data-bbox="1220 486 1908 689"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理主体</th> <th>施設名</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛子ダム(月山池)</td> <td>経済局農林土木課</td> <td>銅谷</td> <td>経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td>斉勝沼</td> <td></td> <td>将監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>芦見堤</td> <td></td> <td>松森調整池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白木堤</td> <td></td> <td>寿連原</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大沼</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※愛子ダムは、震度 4 以上、その他は震度 5 以上で宮城県河川課に被害状況を報告。 (4) 農作物等 農作物等に被害の拡大等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、病虫害防除、応急技術対策等に関わる応急対策を実施する。個々の災害に対応する応急の技術対策については、 <u>宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の農産物に係る応急技術対策に準拠した指導を実施する。</u> (5) 家畜等 災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、関係機関・団体と連携して防疫指導等に努めるとともに、 <u>畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を実施する。</u> 3. 林業対策 林道や治山施設等への二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携の下、被害把握、被害情報収集に努め、安全点検、応急復旧を実施する。 また、林道については、生活道路に供される路線を優先的に通行確保することとし、それ以外の路線については交通の危険を防止する必要がある場合、関係法令に基づき、状況に応じて速やかに通行禁止又は制限の措置を講ずる。	施設名	管理主体	施設名	管理主体	愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	銅谷	経済局農林土木課	斉勝沼		将監		芦見堤		松森調整池		白木堤		寿連原		大沼				内容適正化 ※項目追加
施設名	管理主体	施設名	管理主体																									
愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	銅谷	経済局農林土木課																									
斉勝沼		将監																										
芦見堤		松森調整池																										
白木堤		寿連原																										
大沼																												

旧頁	節	現行（平成25年4月改正）	修正案	備考																																																																																																																										
196	2章 35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	<p>2. 被災者生活再建支援金の支給 【健康福祉局、区本部】</p> <p>(略)</p> <p>(3) 支援金の支給額</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>A 基礎支援金 住宅の被害程度</th> <th>B 加算支援金 住宅の再建方法</th> <th>計 A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大規模 半壊世帯</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>大規模 半壊世帯</td> <td rowspan="3">37.5</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 住宅が「半壊」又は「大規模半壊」の災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じる、そのままにしておく危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として取り扱う。</p> <p>※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。</p> <p>(略)</p> <p>8. 市税の減免等 【財政部】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 固定資産税の減免</p> <p>(略)</p> <p>ウ 償却資産（災害により損害を受けた場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損 害 の 程 度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格に対する損害割合が10分の6以上のとき</td> <td>10 分 の 8</td> </tr> <tr> <td>損害割合が10分の4以上10分の6未満のとき</td> <td>10 分 の 6</td> </tr> <tr> <td>損害割合が10分の2以上10分の4未満のとき</td> <td>10 分 の 4</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金 住宅の再建方法	計 A+B	複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250	補修	100	150	賃借	50	100	単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	補修	75	150	賃借	37.5	112.5	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	補修	75	112.5	賃借	37.5	75	損 害 の 程 度	減免の割合	全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部	上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格に対する損害割合が10分の6以上のとき	10 分 の 8	損害割合が10分の4以上10分の6未満のとき	10 分 の 6	損害割合が10分の2以上10分の4未満のとき	10 分 の 4	<p>2. 被災者生活再建支援金の支給 【健康福祉局、区本部】</p> <p>(略)</p> <p>(3) 支援金の支給額</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>A 基礎支援金 住宅の被害程度</th> <th>B 加算支援金 住宅の再建方法</th> <th>計 A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大規模 半壊世帯</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>大規模 半壊世帯</td> <td rowspan="3">37.5</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全壊世帯には、大規模・半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯が含まれる。</p> <p>※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。</p> <p>(略)</p> <p>8. 市税の減免等 【財政部】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 固定資産税の減免</p> <p>(略)</p> <p>ウ 償却資産（災害により損害を受けた場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損 害 の 程 度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td> <td>10 分 の 8</td> </tr> <tr> <td>当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td> <td>10 分 の 6</td> </tr> <tr> <td>当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10 分 の 4</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金 住宅の再建方法	計 A+B	複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250	補修	100	150	賃借	50	100	単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	補修	75	150	賃借	37.5	112.5	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	補修	75	112.5	賃借	37.5	75	損 害 の 程 度	減免の割合	全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部	上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10 分 の 8	当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10 分 の 6	当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10 分 の 4	<p>内容適正化 ※文言修正</p> <p>内容適正化 ※文言修正</p>
区 分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金 住宅の再建方法	計 A+B																																																																																																																										
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300																																																																																																																									
			補修	100	200																																																																																																																									
			賃借	50	150																																																																																																																									
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250																																																																																																																									
補修	100		150																																																																																																																											
賃借	50		100																																																																																																																											
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225																																																																																																																									
			補修	75	150																																																																																																																									
			賃借	37.5	112.5																																																																																																																									
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5																																																																																																																									
補修	75		112.5																																																																																																																											
賃借	37.5		75																																																																																																																											
損 害 の 程 度	減免の割合																																																																																																																													
全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部																																																																																																																													
上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格に対する損害割合が10分の6以上のとき	10 分 の 8																																																																																																																													
損害割合が10分の4以上10分の6未満のとき	10 分 の 6																																																																																																																													
損害割合が10分の2以上10分の4未満のとき	10 分 の 4																																																																																																																													
区 分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金 住宅の再建方法	計 A+B																																																																																																																										
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300																																																																																																																									
			補修	100	200																																																																																																																									
			賃借	50	150																																																																																																																									
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250																																																																																																																									
補修	100		150																																																																																																																											
賃借	50		100																																																																																																																											
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225																																																																																																																									
			補修	75	150																																																																																																																									
			賃借	37.5	112.5																																																																																																																									
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5																																																																																																																									
補修	75		112.5																																																																																																																											
賃借	37.5		75																																																																																																																											
損 害 の 程 度	減免の割合																																																																																																																													
全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部																																																																																																																													
上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10 分 の 8																																																																																																																													
当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10 分 の 6																																																																																																																													
当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10 分 の 4																																																																																																																													

旧頁	節	現行（平成 25 年 4 月改正）	修正案	備考
(205)	2 章 35 節 民生安定の ための緊急 措置に関する計画	<p>(つづき)</p> <p>20. 私道等の復旧の補助 【建設部】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 交付申請 補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定めて私道等の整備等補助金交付申請書を各 区役所建設部道路課、宮城総合支所道路課又は秋保総合支所建設課へ提出する。</p> <p>(略)</p> <p>23. 義援金の配分 【健康福祉部】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 仙台市災害義援金配分委員会の運営 「仙台市災害義援金配分委員会設置要綱」を制定し、当該要綱に基づき仙台市災害義援金配 分委員会の運営（委員・監事の委嘱及び委員会の開催等）を行う。当該委員会において、仙台 市あて義援金の配分内容の決定を行う。（4 団体及び宮城県あて義援金の配分内容の決定は、 宮城県災害義援金配分委員会にて行う。）</p> <p>(3) 義援金の管理等 仙台市あて義援金及び 4 団体及び宮城県あて義援金のうち、仙台市に配当された額を歳入歳 出外現金として管理する。</p> <p>(略)</p> <p>24. り災証明書の発行 【財政部、消防部、区本部】</p> <p>地方自治法第 2 条に定める自治事務として、応急的・一時的に被災者の救済を行うため、災害 救助法による各種施策や市税等の減免を実施するに当たって必要な住家及び非住家（以下「住家 等」という。）の被害等についてり災の証明を行い、市長・消防署長が確認できる被害について 証明書を発行する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 「り災証明書」発行体制等について り災証明書の発行までの業務体制を次のとおりとする。</p> <p>ア 災対本部設置時の災害に伴うり災証明書</p> <p>(略)</p> <p>(5) 「り災届出証明書」の発行について り災届出証明書は次の場合に発行する。</p> <p>ア 災害により住家等以外の物に被害が生じたものについて申請がなされた場合（火災を除く） イ 住家等に被害が生じた確実な証拠が立証できないものについて申請がなされた場合</p>	<p>(つづき)</p> <p>20. 私道等の復旧の補助 【建設部】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 交付申請 補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定めて私道等の整備等補助金交付申請書に必 要書類を添えて各区役所建設部道路課、宮城総合支所道路課又は秋保総合支所建設課へ提出す る。</p> <p>(略)</p> <p>23. 義援金の配分 【健康福祉部】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 仙台市災害義援金配分委員会の運営 「仙台市災害義援金配分委員会設置要綱」を制定し、当該要綱に基づき仙台市災害義援金配 分委員会の運営（委員・監事の委嘱及び委員会の開催等）を行う。当該委員会において、仙台 市あて義援金の配分内容の決定を行う。（日本赤十字社等 4 団体及び宮城県あて義援金の配分 内容の決定は、宮城県災害義援金配分委員会にて行う。）</p> <p>(3) 義援金の管理等 仙台市あて義援金及び日本赤十字社等 4 団体及び宮城県あて義援金のうち、仙台市に配当さ れた額を歳入歳出外現金として管理する。</p> <p>(略)</p> <p>24. り災証明書の発行 【財政部、消防部、区本部】</p> <p>災害対策基本法第 90 条の 2 の規定により、災害による被害の程度に応じた適切な支援を図る ため、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するに当たって必要な住家及び非住家 （以下「住家等」という。）について被害の状況を調査し、市長・消防署長が確認できる被害に ついてり災証明書を発行する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 「り災証明書」発行体制等について り災証明書の発行までの業務体制を次のとおりとする。</p> <p>ア 災対本部設置時の災害に伴うり災証明書（火災を除く）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 「り災届出証明書」の発行について り災届出証明書は次の場合に発行する。</p> <p>ア 災害により住家等以外の物に被害が生じたものについて届出がなされた場合（火災を除く） イ 住家等に被害が生じた確実な証拠が立証できないものについて届出がなされた場合</p>	<p>内容適正化 ※文言修正</p> <p>内容適正化 ※文言修正</p> <p>内容適正化 ※文言修正</p>
(206)				内容適正化 ※文言修正

